

# 次期無電柱化推進計画に盛り込むべき事項

令和2年11月

## 無電柱化推進の検討方針<検討項目案>

- ① 無電柱化の対象道路
- ② 無電柱化の事業手法
- ③ 無電柱化推進計画の目標・期間・計画
- ④ 低コスト手法の普及・拡大及び事業のスピードアップ
- ⑤ 災害に強い設備
- ⑥ 占用制限の的確な運用(新設電柱・既設電柱)
- ⑦ 市街地開発事業等における無電柱化の推進
- ⑧ 財政的支援・技術的支援
- ⑨ 関係者間の連携強化
- ⑩ 新たな制度や施策を検討
- ⑪ 広報・啓発活動

# ① 無電柱化の対象道路

《次期推進計画に盛り込むべき事項》

## <防災>

- 市街地内の緊急輸送道路等を中心として無電柱化を推進しているが、近年の台風による電柱倒壊等を踏まえ、引き続き、緊急輸送道路を中心に重点的に推進する
- 電力や通信のレジリエンス強化に向けて、費用対効果も考慮しながら、無電柱化の取組を推進する

## <安全・円滑な交通確保>

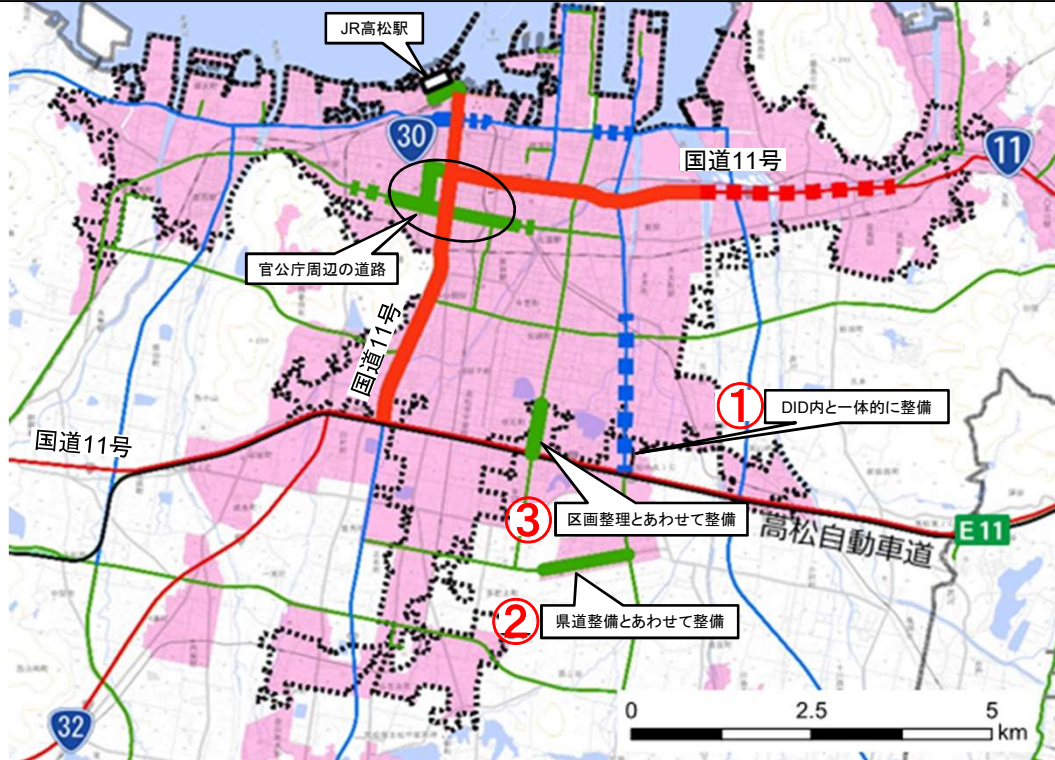
- 幅員の狭い道路や歩道を対象として、バリアフリーや通学路等の関連する事業とも連携しながら、効率的に無電柱化を進める。さらに、占用制限の拡大により新設電柱の抑制を図る
- 賑わいのある歩行者中心の道路空間を構築する歩行者利便増進道路の整備を進めるため、幅員の狭い歩道において無電柱化を推進する

## <景観形成・観光振興>

- 世界遺産・日本遺産等の周辺、重要伝統的建造物群保存地区、景観条例等に位置付けられた地域、歴史まちづくり法の重点区域等において、重点的に推進する
- また、景観法や歴史まちづくり法、文化財保護法等の関連する法令やまちづくり等の関係する施策を踏まえつつ優先的に整備すべき箇所について検討する

# 防災目的の無電柱化の整備事例(高松市)

- 高松市は直轄国道の無電柱化はDID内を実施。県道・市道も一部を除きDID内を実施
- 直轄国道と比較し、県道及び市道の無電柱化は進んでいない
- 県道や市道では、駅前通りや官公庁周辺の道路を中心に、整備を実施



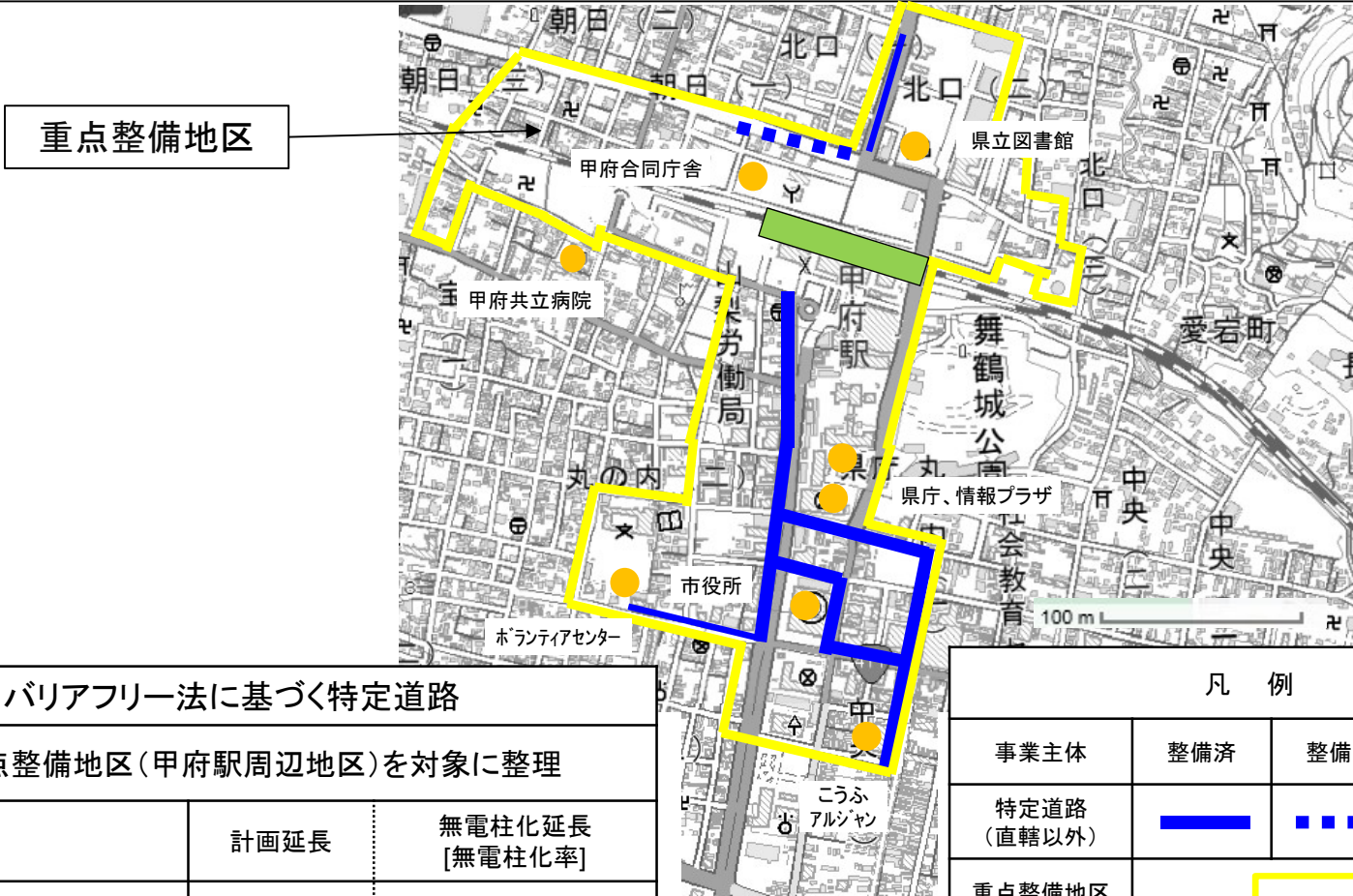
道路別	事業主体	整備済	整備中	未整備	
緊急輸送道路	一次	直轄			
		直轄以外			
	二次 三次	直轄以外			
高速道路					
DID地区					
市街地(用途地区)					

※無電柱化率には整備中の延長を含む

緊急輸送道路 (高松市内)	DID内				DID外			
	1次		2次・3次		1次		2次・3次	
	道路延長	無電柱化延長[無電柱率]	道路延長	無電柱化延長[無電柱率]	道路延長	無電柱化延長[無電柱率]	道路延長	無電柱化延長[無電柱率]
延長	67km	26km [39%]	53km	6km [12%]	82km	1km [ 1%]	155km	4km [ 3%]
直轄国道	29km	21km [73%]	0km	0km [ -%]	55km	0km [ -%]	0km	0km [ -%]
都道府県道	21km	5km [23%]	33km	5km [16%]	27km	① 1km [ 4%]	136km	② 3km [ 2%]
市町村道	17km	0.4km [ 2%]	20km	1km [ 5%]	0km	0km [ -%]	19km	③ 1km [ 5%]

# 安全・円滑目的の無電柱化の整備事例(甲府市)

- 甲府市はバリアフリー基本構想に位置づけられる重点整備地区の一つに甲府駅周辺地区を設定
- 甲府駅と周辺の官公庁施設、福祉施設、公共関連施設等を結ぶ路線を特定道路として指定
- 同地区の特定道路の無電柱化は事業中も含め86%



バリアフリー法に基づく特定道路		
甲府市の重点整備地区(甲府駅周辺地区)を対象に整理		
	計画延長	無電柱化延長 [無電柱化率]
特定道路延長	5.8km	5.0km [86%]
直轄国道	0.0km	0.0km [00%]
その他道路	5.8km	5.0km [86%]

凡 例			
事業主体	整備済	整備中	未整備
特定道路 (直轄以外)			
重点整備地区			
主要鉄道駅			
対象施設			

※無電柱化率には整備中の延長を含む

# 景観・観光目的の無電柱化の整備事例 (世界文化遺産周辺地区:和歌山県高野町)

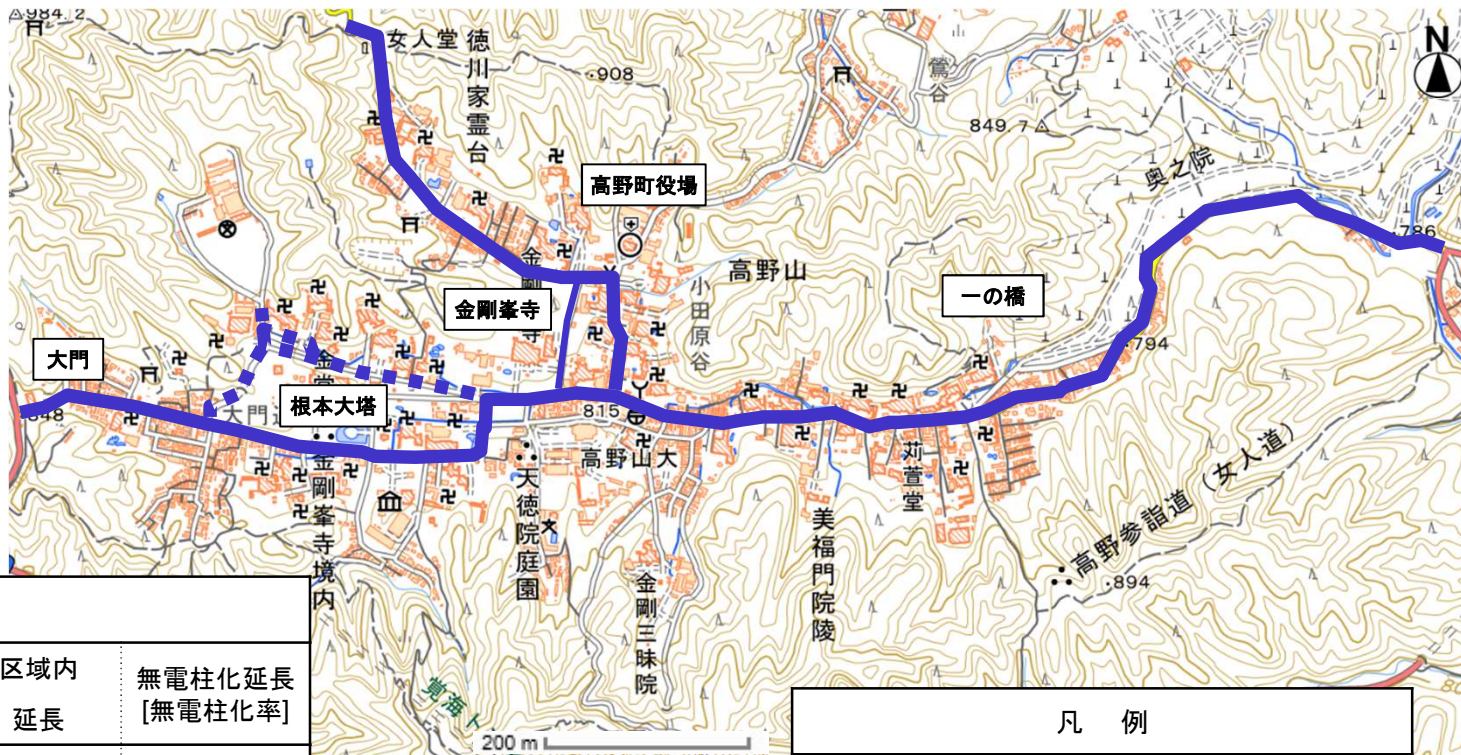
こんごうぶじ

- 高野町金剛峯寺は「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部としてその周辺も含め世界文化遺産に指定
- 高野町は景観法に基づく高野町景観計画(H21.3)を策定し、重点的に景観形成を図る地区として高野町全域を位置づけるとともに、高野町無電柱化推進計画を策定(R2.3)し無電柱化を推進
- 無電柱化する路線は、観光客が観光施設を巡り、通行する主要な道路を対象

《位置図》



《平面図》



高野山地区		
	区域内 延長	無電柱化延長 [無電柱化率]
延長	6.1km	5.8km [95%]
直轄国道	—	—
その他道路	6.1km	5.8km [95%]

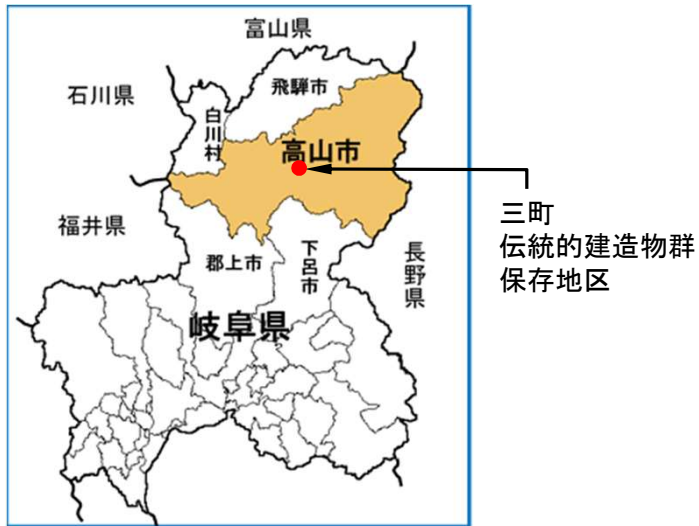
凡 例			
事業主体	整備済	整備中	未整備
直轄	———	■■■■	———
直轄以外	———	■■■■	———

※無電柱化率には整備中の延長を含む

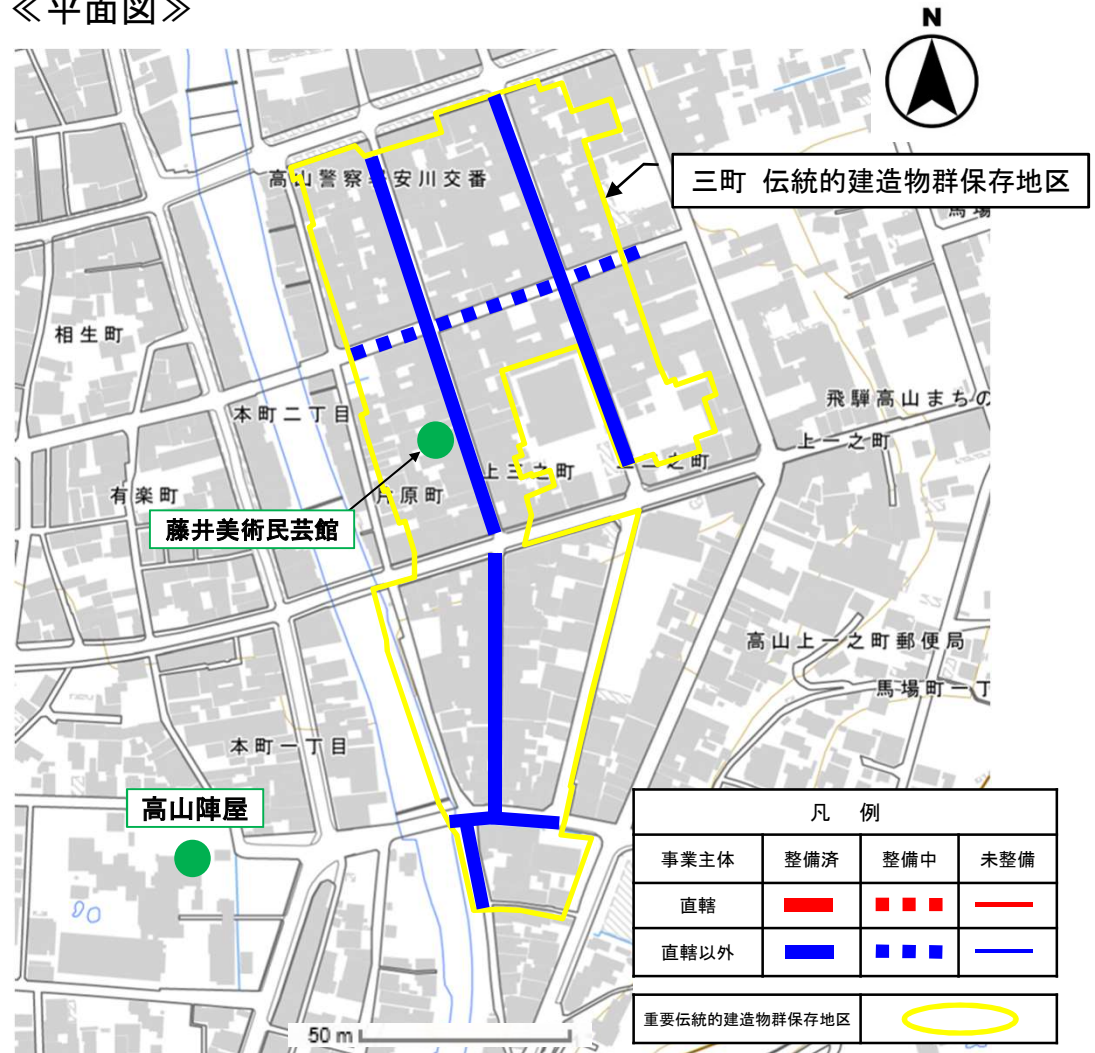
# 景観・観光目的の無電柱化の整備事例 (重要伝統的建造物群保存地区:高山市)

- 高山市は、文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区として三町地区を指定
- 無電柱化する路線は、高山市総合計画基本計画に基づき、目抜き通りを優先整備の対象とし、景観の保全・創出

《位置図》



《平面図》



三町重要伝統的建造物群保存地区		
	区域内 延長	無電柱化延長 [無電柱化率]
延長	0.8km	0.8km [100%]
直轄国道	—	—
その他道路	0.8km	0.8km [100%]

※無電柱化率には整備中の延長を含む

# 無電柱化を実施する対象道路・地区の考え方(案)

## (1) 防災目的 (道路)

### 1) 災害時の優先復旧が求められる市街地の幹線道路と主要施設(役所、防災拠点等)へのアクセスルートを確保

- ・都市部(D I D内)の緊急輸送主要送道路(1次~3次)、避難路

※地域によっては

- ・D I Dが広大で対象道路延長が長大となる場合は対象エリアを更に絞り込む
- ・D I D内の直轄国道の無電柱化が概成した都市はD I D外であっても防災拠点までのネットワークとなる直轄国道は対象

### 2) 災害時に断線しないライフラインの確保

- ・倒壊した電柱による二次災害の回避が必要な道路
- ・断線による火災の回避が必要な道路

## (2) 安全・円滑目的 (道路)

### ○高齢者等の移動ルートの確保

- ・バリアフリー重点整備地区における特定道路

### ○賑わい空間の確保

- ・歩行者利便増進道路(及び接続道路)
- ・都心部の歩行回遊を推進する道路(滞在快適性等向上区域内の道路等)

## (3) 景観・観光目的 (地区)

### ○地方公共団体等が設定する景観形成地区

- ・重要伝統的建造物群保存地区、景観地区、歴史まちづくり法の重点区域
- ・景観重要公共施設に指定されている道路
- ・地区内における無電柱化する道路を位置づける地区計画を策定

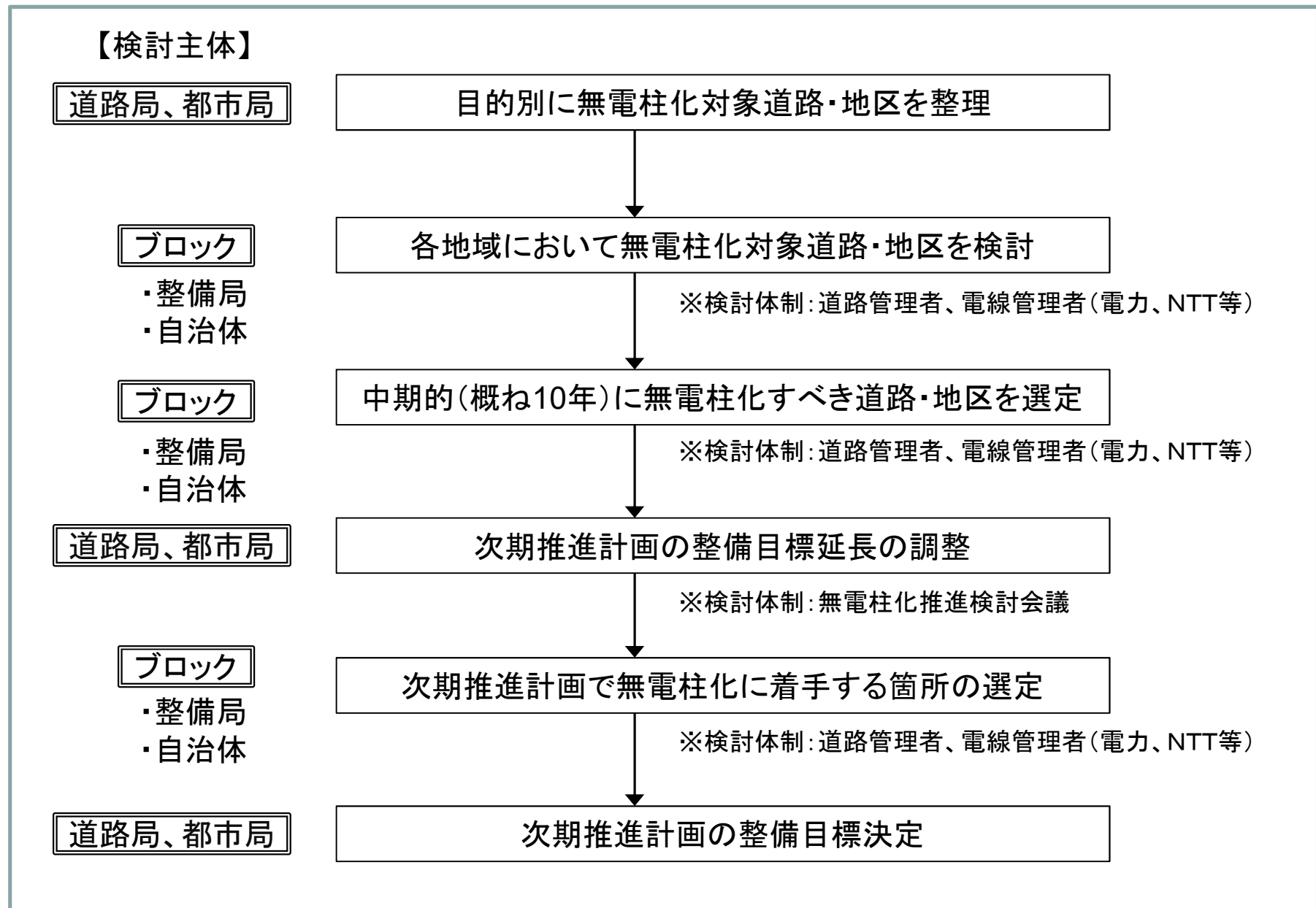
### ○地方公共団体等が指定する重要施設等の周辺地区

- ・世界文化遺産、日本遺産、重要文化財、エコパーク、ジオパーク
- ・周辺地区の範囲を設定し無電柱化する道路を位置づける地区計画を策定

### ○日本風景街道(及び接続道路)



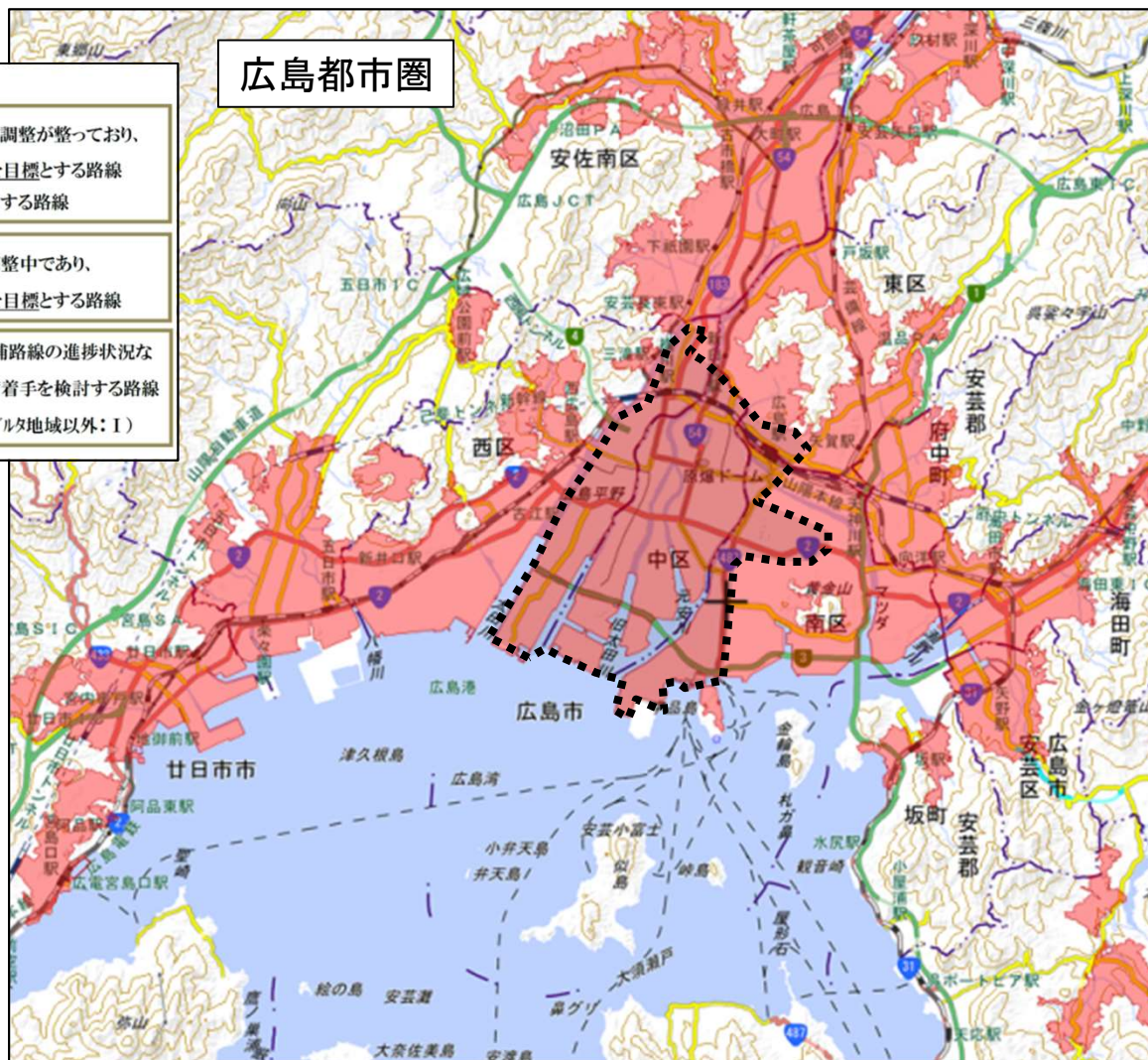
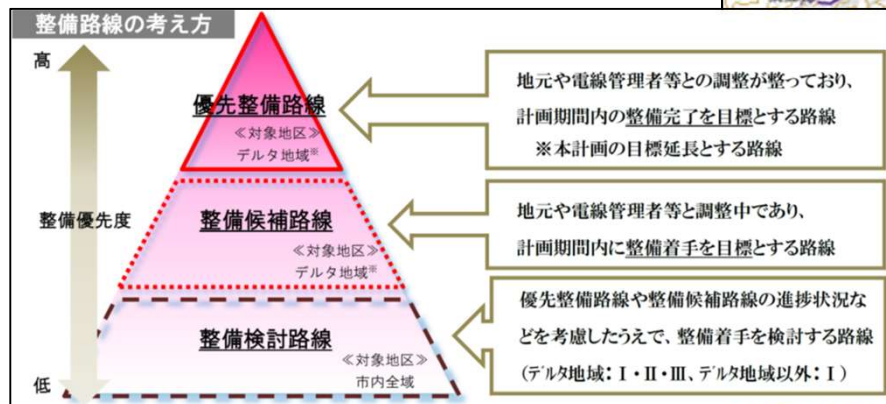
# 対象道路・地区の選定フロー(案)



# 【参考】広島市における無電柱化の対象道路の選定事例

- 広島市は広島市無電柱化推進計画として10年間(令和元年度～令和10年度)に整備着手する中期計画を策定
- 中期計画の対象地域としてDIDより狭い範囲の都市中心部(デルタ地域)を選定し、このエリア内から整備候補路線を選定
- 整備候補路線から本計画の目標延長とする優先整備路線を選定

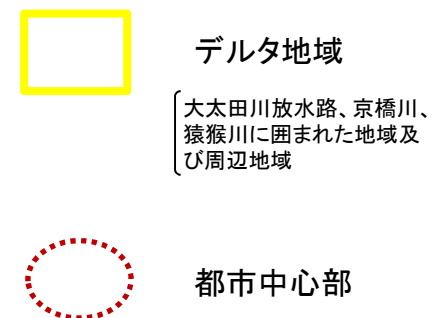
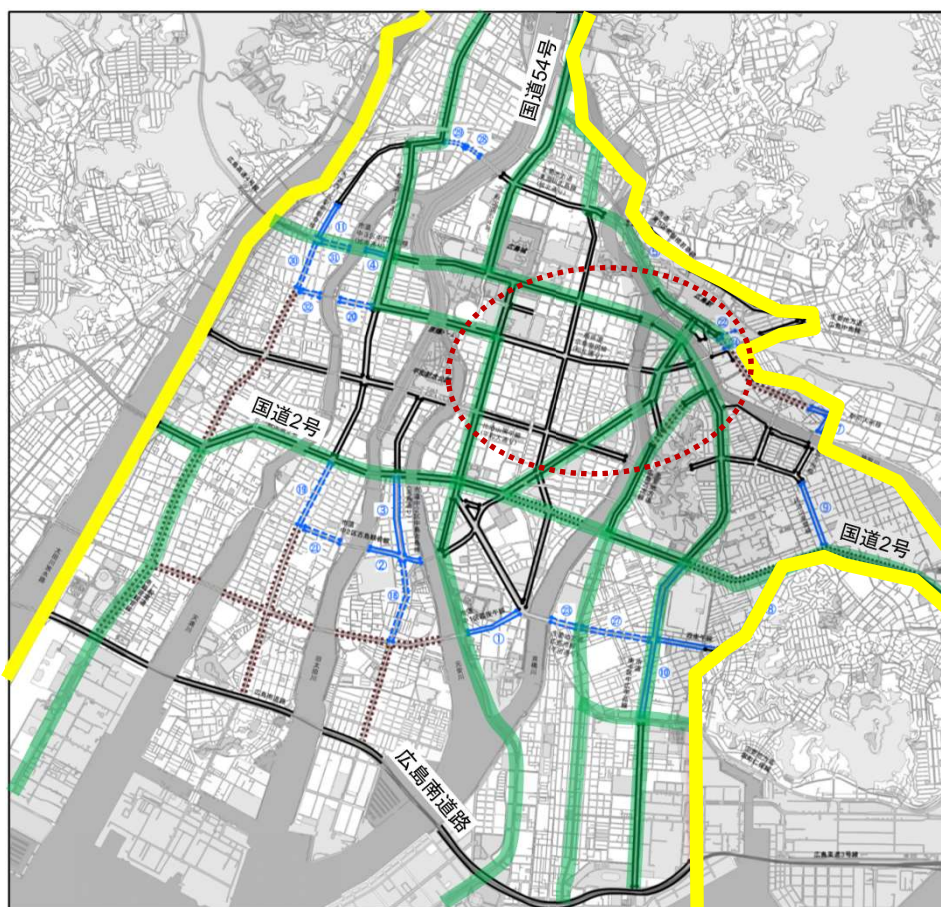
## [無電柱化の整備路線の考え方]



# 【参考】広島市における無電柱化の対象道路の選定事例<防災目的>

## 【緊急輸送道路等における無電柱化の推進】

- これまで無電柱化整備を進めてきた緊急輸送道路や重要物流道路等の無電柱化を推進し、防災空間を確保
- 整備対象路線は緊急輸送道路(1次～3次)、広域避難路、重要物流道路、代替路・補完路
- これまで都市中心部の緊急輸送路より進められてきた無電柱化路線につながる区間や広島南道路につながる区間について優先整備路線、整備検討路線を選定



平成30年度までに整備完了(国施工含む)	—●—●—
整備中路線(国施工)	- - - - -
優先整備路線	—●—●—
整備候補路線	- - - - -
整備検討路線	●●●●●
第1次緊急輸送道路	—■—

# 【参考】広島市における無電柱化の対象道路の選定事例<安全・円滑>

## 【高齢者、障害者等の円滑な移動空間の確保】

- 高齢者や障害者等の通行が多くバリアフリー化が必要な道路について、無電柱化を推進し、安全で快適な歩行空間を確保
- 整備対象地区はバリアフリー法に基づく重点整備地区(特定道路)(Ex.②④⑤⑥)

## 【まちなかの歩行空間の確保】

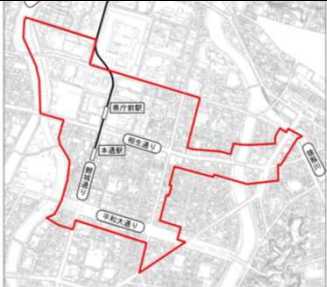
- 広島駅周辺や商店街等の歩行者の通行の多い都心部について無電柱化を推進し、歩行空間を確保
- 整備対象地区として都心(広島市都市計画マスタープランに示す都心)、都市再生緊急整備地域(Ex.⑫⑬⑭⑰)

## 【都市再生緊急整備区域】

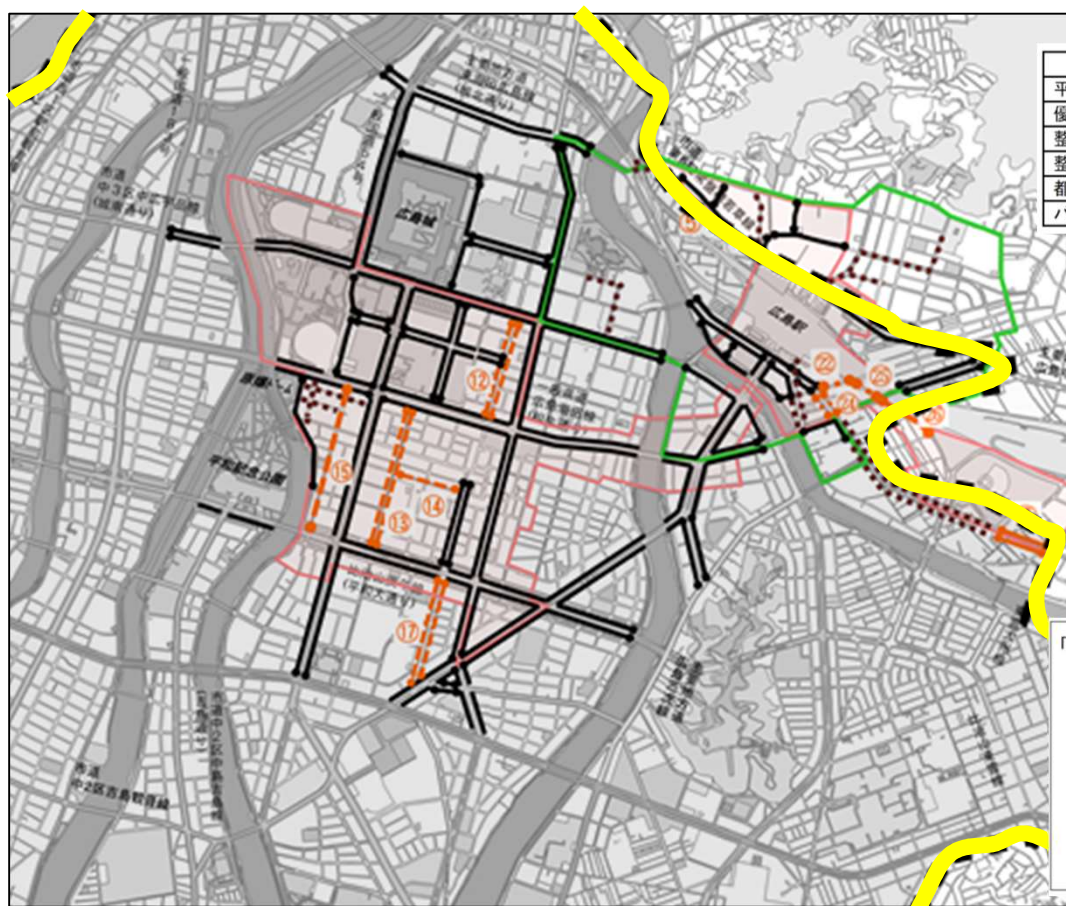
広島駅周辺地域



紙屋町・八丁堀地域



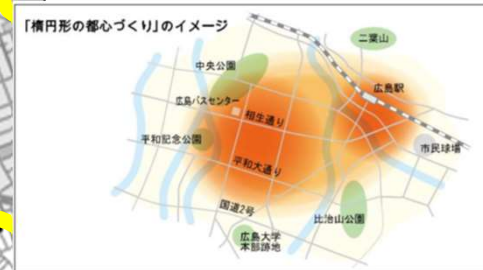
都市再生緊急整備地域



凡例	
平成30年度までに整備完了	——
優先整備路線	——
整備候補路線	——
整備検討路線	——
都市再生緊急整備地域	——
バリアフリー法の重点整備地区	——

デルタ地域  
〔大太田川放水路、京橋川、猿猴川に囲まれた地域及び周辺地域〕

【都心の核】  
(広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区)



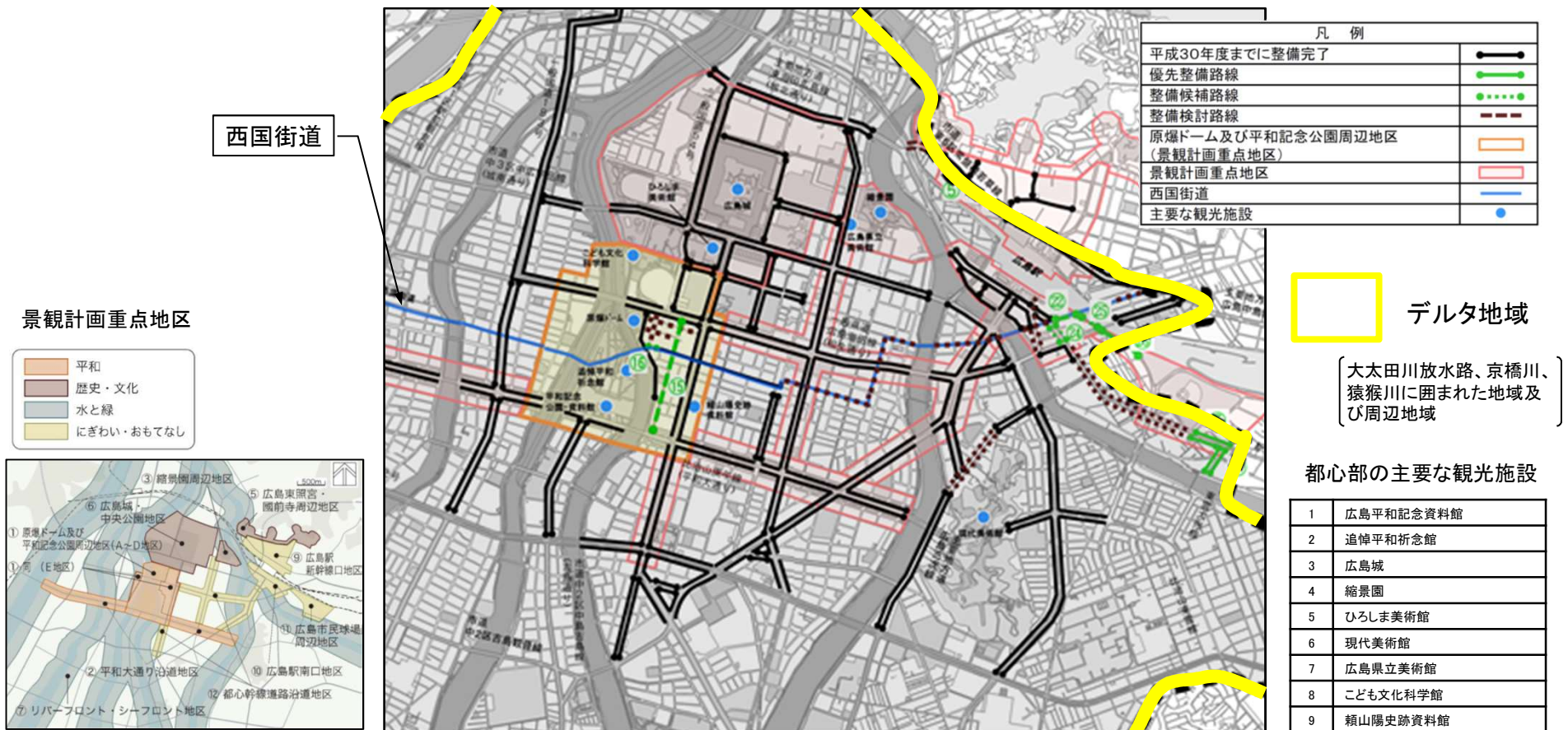
# 【参考】広島市における無電柱化の対象道路の選定事例<景観・観光>

## 【世界遺産周辺の景観の向上】

- 世界遺産である原爆ドーム周辺の道路について無電柱化を推進し、景観を向上
- 整備対象地区は原爆ドーム周辺及び平和記念公園周辺地区(景観計画重点地区)(Ex.⑮⑯)

## 【観光施設周辺の景観の向上】

- 観光施設周辺の道路について無電柱化を推進し、景観を向上
- 整備対象地区として広島市景観計画における重点地区、西国街道、主要な観光施設周辺(Ex.⑥⑦⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖)



## ② 無電柱化の事業手法

《次期推進計画に盛り込むべき事項》

- 無電柱化を更に推進するためには、従来方式に加えて多様な事業手法が不可欠であり、現地の状況に応じて関係者が連携し、電線共同溝方式に加えて、単独地中化方式など多様な事業手法を活用し、安価な手法にて整備をしていく
- 山間部や島嶼部等においては、安価で簡便な無電柱化を検討する

【参考】 推進計画に記載している事業手法

第1 2.4) 無電柱化の手法

① 地中化方式

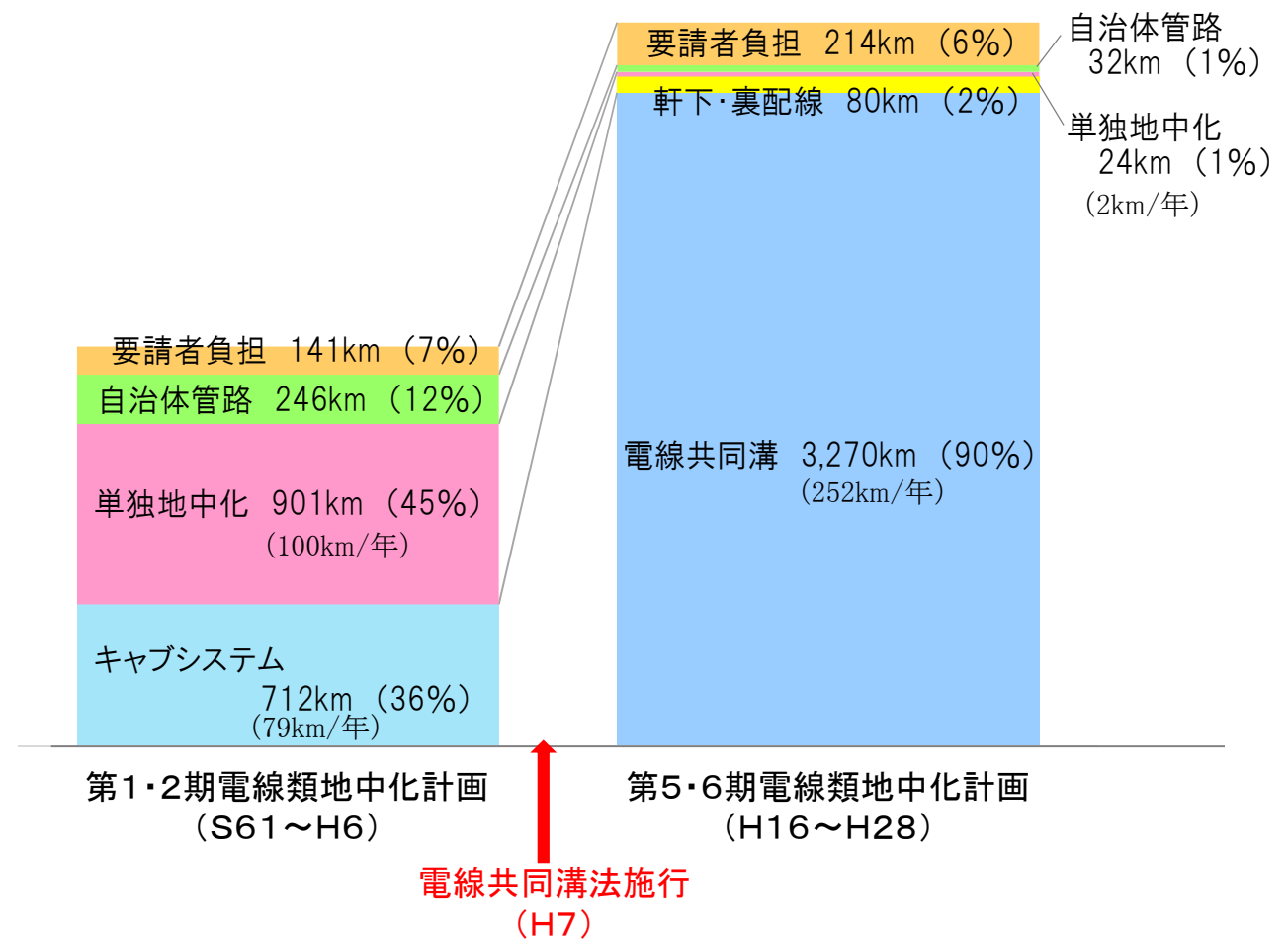
a) 電線共同溝方式、b) 自治体管路方式、c) 要請者負担方式、d) 単独地中化方式

② 地中化方式以外の手法

a) 軒下配線方式、b) 裏配線方式

○ 初期の頃は単独地中化事業が多かったものが、現在ではほとんどが道路管理者が実施する電線共同溝事業が中心になっている状況

## ▼事業手法の変遷(電線管理者主体から道路管理者主体へ)



# 目的に応じた事業方式の選定

## (1) 防災・強靱化目的

- ① 市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的 ⇒ 道路管理者が主体的に実施
- ② 長期停電や通信障害の防止を目的 ⇒ 電線管理者が主体的に実施
- ③ ①と②が重複する区間 ⇒ 連携して実施
- ④ 道路事業(電線共同溝事業)が困難な区間 ⇒ 電線管理者が主体的に実施

## (2) 景観・観光、交通安全目的

⇒ 道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施

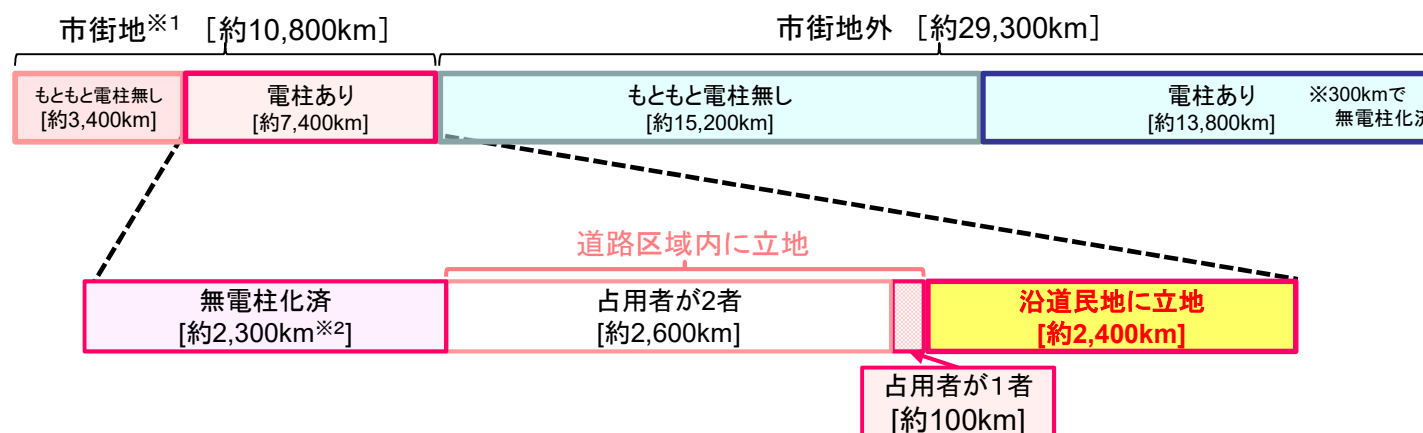
## (3) その他

・道路事業、市街地開発事業等の実施時

⇒ 連携して実施

## 《参考》直轄国道の無電柱化状況 (H30年度末)《

緊急輸送道路【約4.0万km】 [道路延長約2.0万km × 2(上下線)]、高規格幹線道路除く



※1: 都市計画法における市街化区域または市街化区域の定められていない都市の用途地域

※2: 無電柱化済の延長には、事業中を含む



○NTTが沖縄県竹富町(波照間島)においてトレンチャー施工の作業効率性を検証した結果、通常のバックホウ施工に比べ日当たり施工延長は長く、作業効率が向上する一方、排土処理等の課題も抽出された



▲掘削機械(トレンチャー:ロックホイール仕様)



▲掘削状況

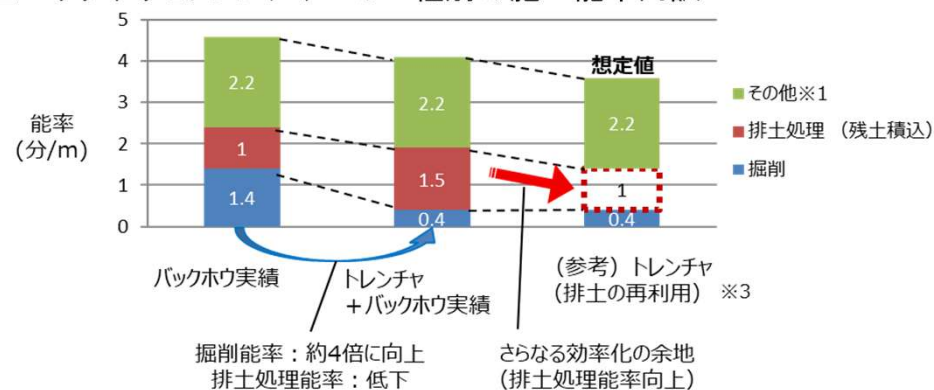


▲掘削堀山の状況



▲排土処理状況(バックホウ+人力)

## ■バックホウとトレンチャーの工程別の施工能率内訳



※1 手法ごとに変わらない工程の合計値 (舗装版撤去※2、管路布設、埋戻し、舗装回復)  
 ※2 舗装版撤去は、全区間、まとめて別日に実施  
 ※3 通常、排土の埋戻し土への再利用について道路管理者から許可を得ることは難しく、適用可能範囲の整理等のルール化を進めることが必要  
 また、海外(台湾等)の様に埋戻しをモルタル等にて実施できれば、さらなる施工能率の向上が期待できる

### ③ 無電柱化推進計画の目標・期間・計画

《次期推進計画に盛り込むべき事項》

- 次期推進計画の期間については、無電柱化の事業期間や関連する計画(社会資本整備重点計画など)の期間を踏まえ設定する

#### 【参考】

○現行の無電柱化推進計画の計画期間は2018年度から2020年度までの3年間とし、主要なアウトカム目標を設定し、約1,400km(着手ベース)の無電柱化を推進している

#### ○推進計画(現行)のアウトカム指標

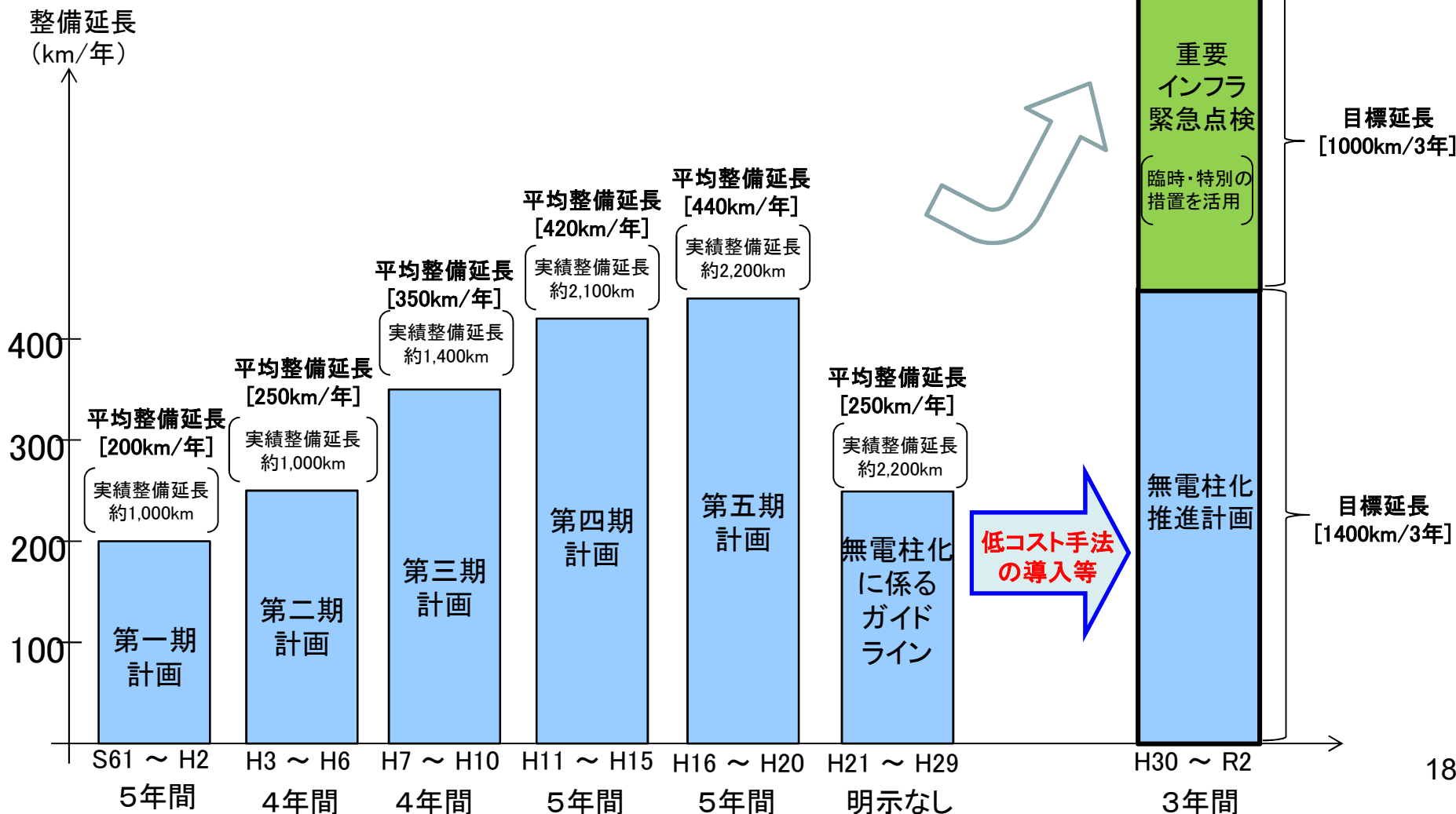
- ① 防災 [無電柱化率] : 都市部(DID)内の第1次緊急輸送道路 34%→42%
- ② 安全・円滑な交通確保 : バリアフリー化の必要な特定道路 15%→51%
- ③ 景観形成・観光振興 : 世界文化遺産周辺の地区を代表する道路 37%→79%  
重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路 26%→74%  
景観法に基づく景観地区等を代表する道路 56%→70%
- ④ オリパラ関連 : センター・コア・エリア内の幹線道路 92%→完了

# 無電柱化推進計画の期間【R3年度～】

第2回無電柱化推進のあり方検討委員会資料

○ これまでの計画は、4年もしくは5年計画となっている。現在の推進計画は社会資本整備重点計画の計画年度と整合を図り3年計画となっている

## 【年度毎の無電柱化延長(着手ベース)】



## 現行の期間

○現行の「無電柱化推進計画」の期間は2018年から2020年度までの3年間となっている

## 次期無電柱化推進計画の期間(参考)

### ○社会資本整備重点計画

- ・社会資本整備を重点的かつ効率的に推進するための計画
- ・社会資本整備重点計画法施行令第3条に基づき、概ね5年を一期  
(第4次社会資本整備重点計画:平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)まで)

### ○交通安全基本計画


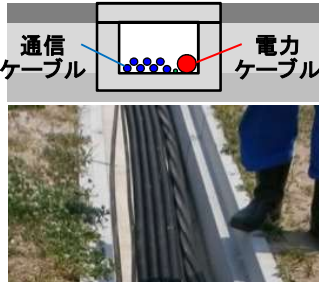

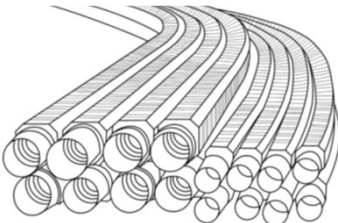
- ・陸上、海上及び航空交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの
- ・交通安全対策基本法第22条に基づき5年間に講ずべき施策の大綱を定める  
(第10次交通安全基本計画:平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)まで)

## ④ 低コスト手法の普及・拡大及び事業のスピードアップ

《次期推進計画に盛り込むべき事項》

- 浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を実用化し、「低コスト手法の手引き」を作成して、地方公共団体にも周知するなど普及を推進しており、引き続き、低コスト手法について、設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標準化を図るとともに、地方公共団体にも情報提供をする
- 電線管理者が整備する地上機器等も含めて、電線管理者による主体的な技術開発を促進するとともに、電力10社における配電機材の仕様統一などを図る
- 直接埋設方式の実用化に向け、更なる検討をする
- 事業のスピードアップを図るため、設計、支障移転、本体工事、引込管工事、事業調整等を包括して発注することにより、同時施工や調整の円滑化を図ることを本格実施する
- 事業を行う中で新たな知見が得られれば、「低コスト手法の手引き」や「電線共同溝整備マニュアル」等を更新し、問題解決に努める
- 計画段階から関係者間で協議・調整を進めることにより、低コストかつ事業期間短縮が可能な事業方式や構造を採用する

# 低コスト手法の普及

	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)	角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)
整備手法	<p>現行より浅い位置に埋設</p>  <p>浅層埋設の事例</p>	<p>小型化したボックス内にケーブルを埋設</p>  <p>小型ボックスの事例</p>	<p>ケーブルを地中に直接埋設</p>  <p>直接埋設の事例(京都)</p>	<p>安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設</p>  <p>東京都無電柱化計画より引用 FEP管のイメージ</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>浅層埋設基準を緩和 (平成28年4月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル施工(平成28年度～)</li> <li>電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定 (平成28年9月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ (平成27年12月)</li> <li>直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査 (平成28年度)</li> <li>実証実験を実施 (平成29～30年度)</li> </ul>	
<p>「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き -Ver.2-」を作成し、自治体へ配布(平成31年3月発出)</p>				
<p>各整備局の電線共同溝技術マニュアル改正</p>				

- ◆ ケーブル・変圧器等の配電機材の仕様の統一に向けた検討を行うなど、無電柱化に係るコスト低減に向けた取組を推進。

## 取組事例

### 高圧ケーブル

- ◆ メーカー要望も踏まえて仕様を統一し、量産効果により、製造コスト低減を図る。



### ソフト地中化用変圧器

- ◆ 無電柱化整備が増加見込みの狭隘道路向けソフト地中化用変圧器を共同開発中



ソフト地中化用変圧器  
(照明柱に設置することにより、地上変圧器が不要かつ低コストで整備可能)

### 低圧ケーブル

- ◆ 試作資材を用いた作業検証の結果、銅導体をアルミ導体に変更することで、ケーブル径は大きくなるものの、量産効果により、約1割のコスト低減が可能であることを確認。



CEQ400mm<sup>2</sup> (アルミ導体)    CVQ250mm<sup>2</sup> (銅導体)

- 都の支援「無電柱化チャレンジ支援事業」を活用することで、区の財政的・技術的な負担を軽減
- 地上機器の設置場所として、商店街のアーチや民地等を活用
- 浅層埋設やEPS材を活用した仮埋戻し等により、低コスト化・作業時間を短縮

## 計画諸元

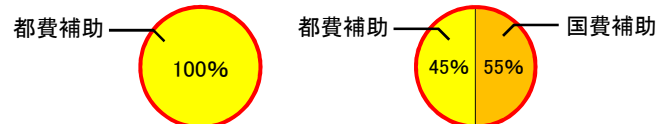
- ・事業主体 豊島区
- ・受託者 東京電力パワーグリッド
- ・施工箇所 東京都豊島区巣鴨三丁目地内  
(巣鴨地蔵通り商店街)
- ・路線名称 特別区道豊第31-180号線
- ・道路幅員 約9.5m
- ・整備延長 185m

## 「無電柱化チャレンジ支援事業」の概要

### 【補助内容】

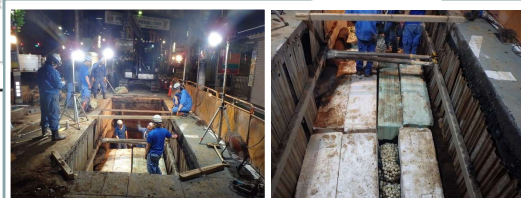
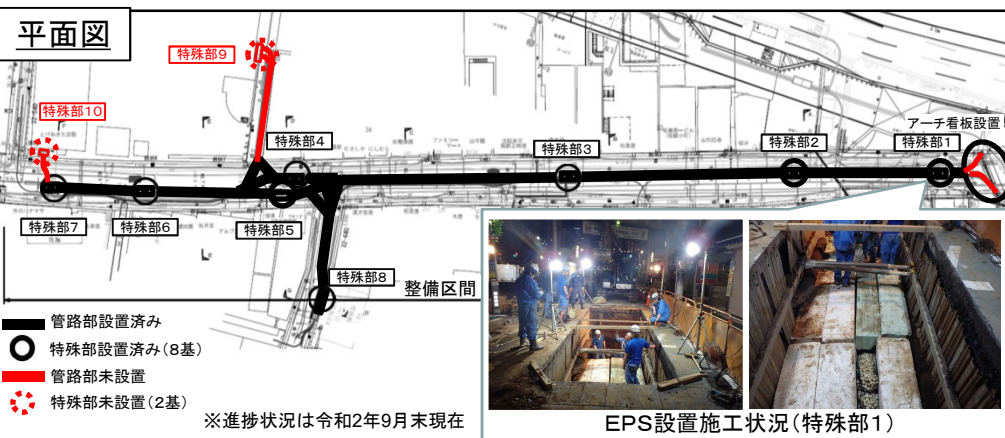
区市町村の無電柱化を一層促進するため、無電柱化計画の策定費を全額補助するとともに、低コスト手法を導入する路線について国からの補助金を除いた全額を補助するものである。

〈推進計画策定費・測量調査費〉 〈移設補償費・工事費〉



### 【採択要件】

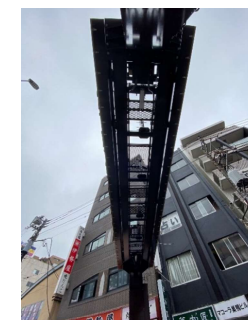
- ・現道で無電柱化事業の整備実績がない区市町村
- ・歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない区間があるなど地上機器の設置が困難な路線



## 写真



巣鴨地蔵通り商店街 アーチ看板



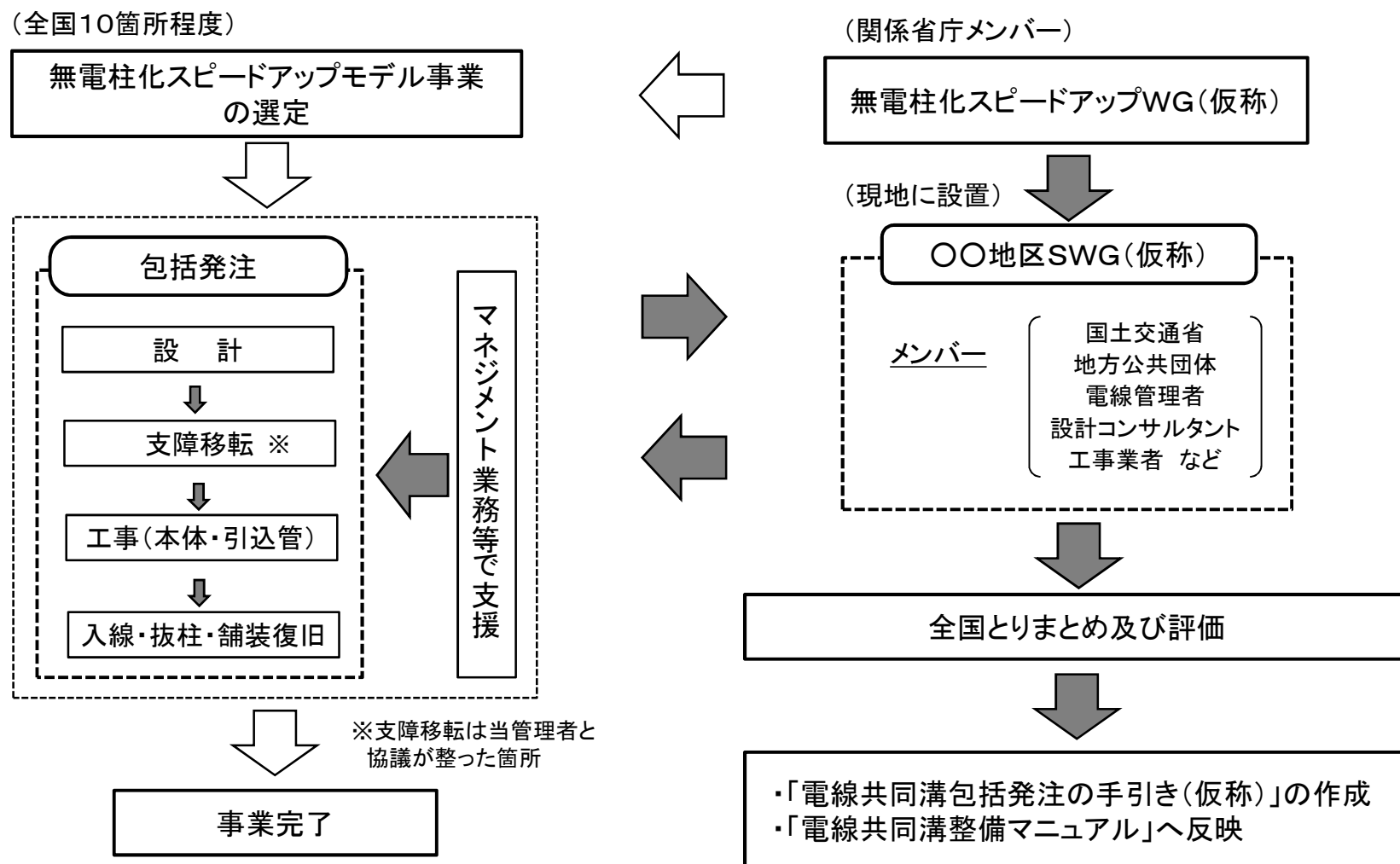
トランス設置箇所



# 無電柱化スピードアップモデル事業

第2回無電柱化推進の  
あり方検討委員会資料

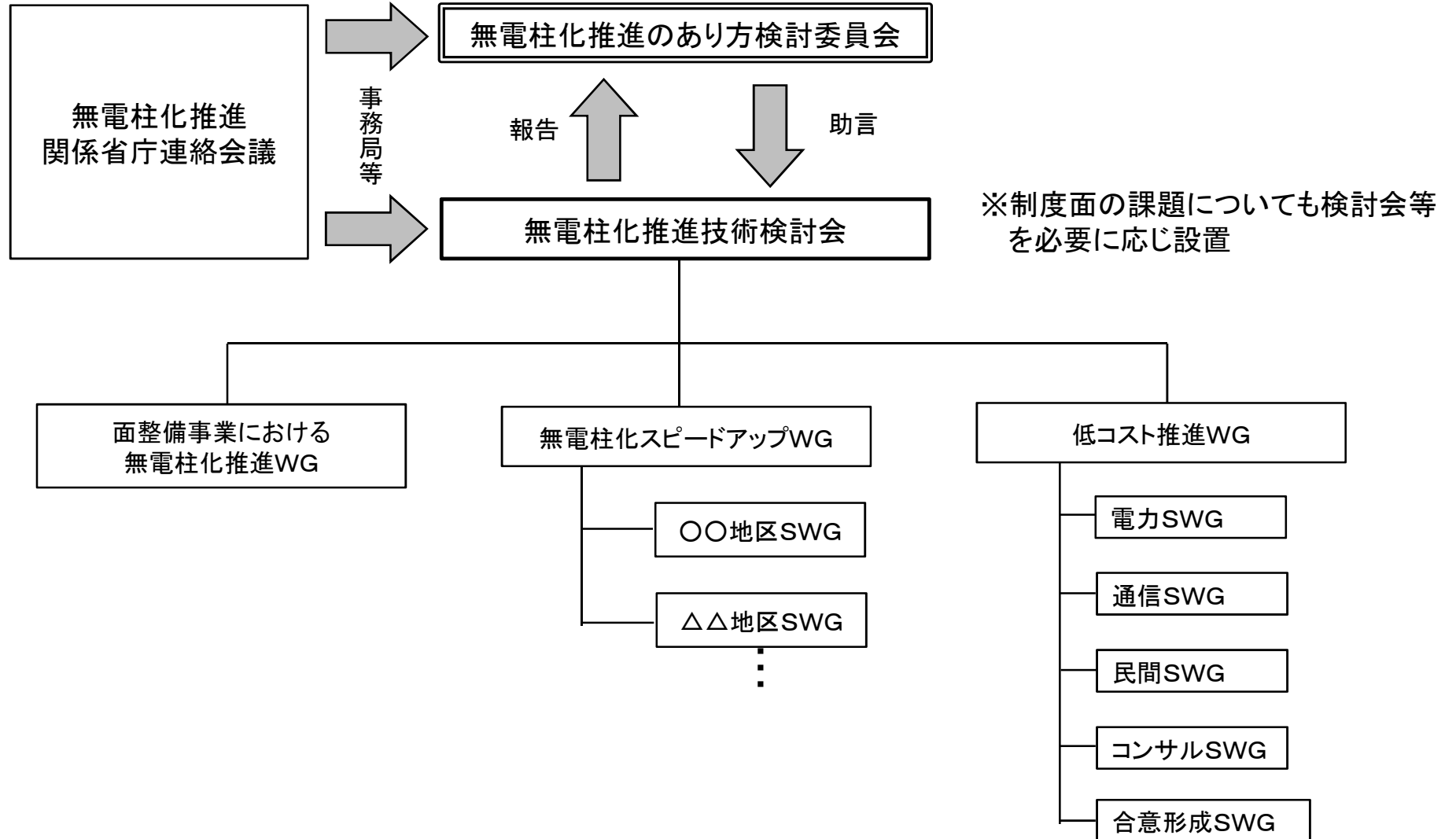
- 包括発注による無電柱化のスピードアップの試行にあたっては、関係省庁が連携するワーキンググループを設置して「無電柱化スピードアップモデル事業」を推進し、包括発注の仕組みを確立
- 現地にもサブワーキンググループを設置し、事業期間の短縮やコスト縮減等の課題に対応



# 無電柱化の課題を踏まえた検討体制(無電柱化推進技術検討会)

第2回無電柱化推進のあり方検討委員会資料を加工

無電柱化の様々な課題について、関係者と連携して検討していくため、無電柱化推進のあり方検討委員会の助言等をいただきながら技術検討会等を設置



※制度面の課題についても検討会等を必要に応じ設置

# 低コスト推進WG、無電柱化スピードアップWG

## 【低コスト推進WG】

### ■低コスト推進に向けた課題

- 無電柱化推進の主な課題は、コストが高いこと、トランス（変圧器）設置場所がないこと等。
- 無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための調査研究、技術開発等を関係省庁、地方公共団体、関係事業者が相互に連携し協力して行うことが必要。

### ■具体的な方針

- 低コスト推進WGの下に、電力SWG、通信SWG、民間SWG、コンサルSWG、合意形成SWGを設け、それぞれの立場や観点から低コスト化に係る技術開発等について検討を実施。

※合意形成SWGは、合意形成ガイドを作成後に計画推進SWGに改組予定

## 【無電柱化スピードアップWG】

### ■事業を推進するにあたっての課題

- 無電柱化の事業は、設計、支障物件移設、本体工事、引込管工事毎に発注及び関係者との事業調整を行うため事業期間が長期間になる。
- 同時施工や事業調整の円滑化による事業期間を短縮することが必要。

### ■具体的な方針

- 設計、支障物件移設、本体工事、引込管工事、事業調整を包括して発注する「包括発注方式」を採用した『無電柱化スピードアップモデル事業』を全国10箇所程度を選定し、現地にそれぞれSWGを設置し、事業のスピードアップに係る課題の対応について検討を実施。

## ⑤ 災害に強い設備

《次期推進計画に盛り込むべき事項》

- 道路冠水等による地上機器の浸水で停電が発生することがあり対応が必要なため、海外における対策事例も参考にしつつ、災害に強い設備のあり方について検討する
- 東日本大震災及び阪神・淡路大震災における電力線と通信線の被害率は、架空線に比べ地中線が低いですが、液状化等で被災した場合の復旧スピードは架空線が速く、地中線の復旧には時間を要するため、災害で被害が生じた際の速やかな故障点の検出及び復旧手法について検討する
- 自治体が作成するハザードマップによる津波・高潮や洪水・浸水が予測される地域、液状化が予想される地域で対応が難しい場合は、地中化以外の手法等の対応を検討する

# 令和2年7月豪雨による人吉市での被害状況

電気事業連合会作成資料

- 令和2年7月4日、熊本県人吉市の無電柱化済みエリアにおいて、豪雨災害により3~4m程度浸水したことにより、地上機器2台が水没
- 機器①は7月6日に取替。機器②はお客様と調整のうえ7月11日に架空で応急送電

## ○人吉市浸水状況



出典：国土交通省 - 国土地理院 - 令和2年7月豪雨に関する情報より  
[https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/R2\\_kyusyu\\_heavyrain\\_jul.html](https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/R2_kyusyu_heavyrain_jul.html)



## ○浸水した地上機器



出典：googleマップ



# 地上機器の浸水リスク対策事例

- 地上機器の浸水対策として、「ソフト地中化方式」を適用することや、地上機器の「嵩上げ」の事例がある。但し、適用に向けては、道路管理者や地元住民等の関係者との協議が必要

## ソフト地中化方式の適用



(国土交通省HPより)

- ソフト地中化方式を適用することで、街路灯（柱体）に変圧器を設置した事例

## 地上機器の嵩上げ



- 地上機器に架台を取付し嵩上げした事例

- 多くの都市において、水害(冠水・浸水)対策が行われている
- 地震への対応を行っている諸外国の都市は確認できない

都市名	電線類や地上機器等の災害対策に関する基準や技術等
ロンドン	設計段階から冠水が予想される場所は除外。やむを得ず冠水地域に設置する場合は、高水位より上に変圧器を設置。外部から変圧器に入るダクト等は水が漏れて変圧器内部に入らないようにシール対策を実施。
パリ	冠水の恐れのある地域は、地上機器を盛り土などで高い場所に設置。接続ボックスも通常より高い位置に設置。停電が地区全体に拡大しないよう、影響を受ける住宅数を減少させるため、特殊部の間隔を短く設置。
台北	災害時や事故発生時に備え、地中化した配電系統はループ化。冠水しやすい地域では給電設備を1階以上に設置。その他の地域では、市政府が給電設備の設置された地下室に防水対策をするように勧告。冠水時は、消防署、軍、および民間の協力でポンプ上げ、発電機の稼働など、長時間の停電発生リスクを最小化。

国土交通省調べ

## ⑥ 占用制限の的確な運用(新設電柱・既設電柱)

《次期推進計画に盛り込むべき事項》

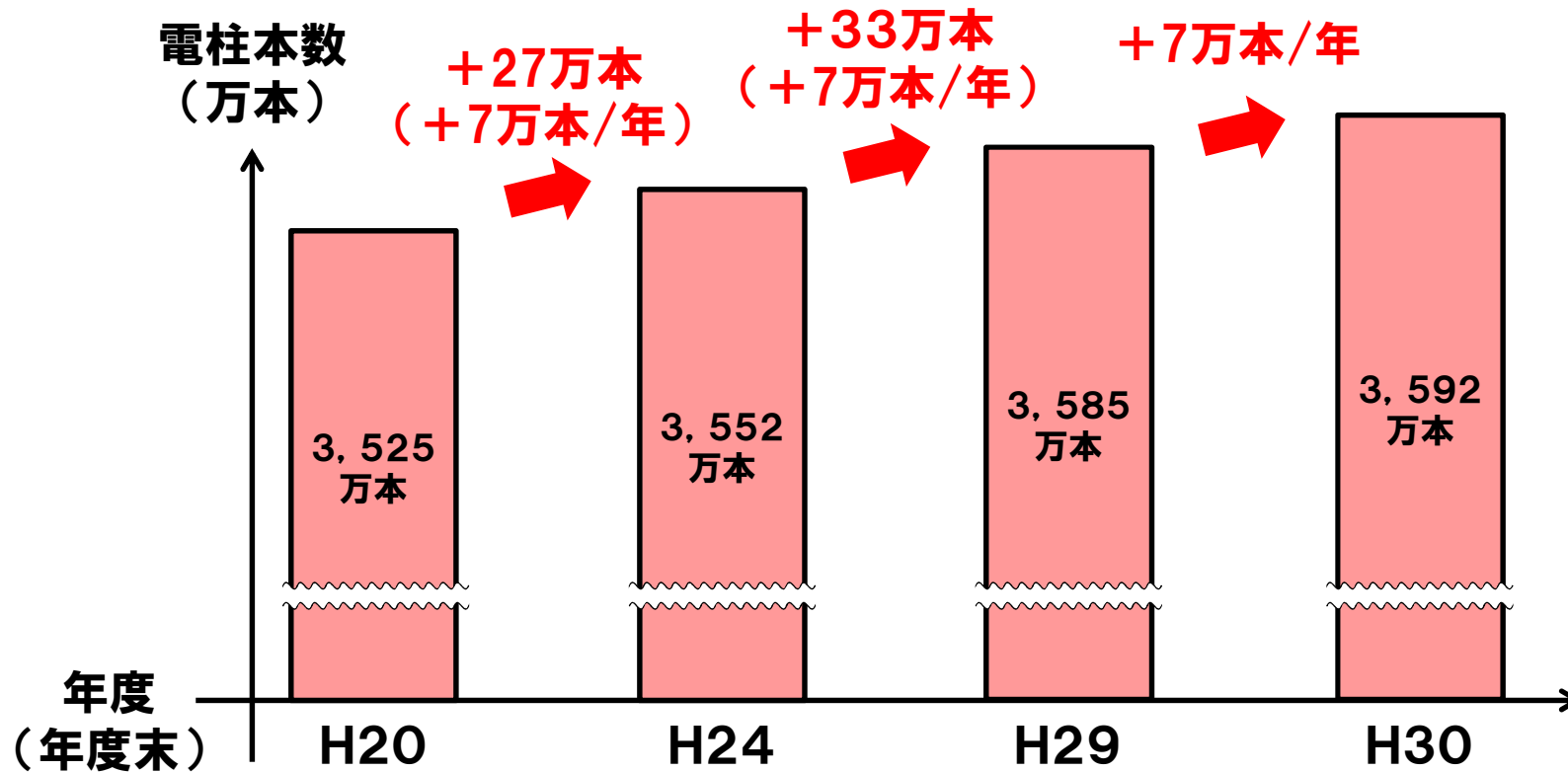
- 交通安全の観点での新設電柱の占用制限について、一部の自治体に留まっているため(4自治体)、地方公共団体へ説明会や研修等を通し、働きかけて普及を図る
- 緊急輸送道路の既設電柱の占用制限については、電線管理者と既設電柱の撤去のペースや費用負担等について協議を進めながら、現に電柱等の道路占用を行っているという電線管理者及び電線によってもたらされるサービスの利用者の既存の利益・期待等にも十分に配慮しつつ、拡幅等の道路事業を行う区間や迂回路がない区間など、優先順位を決めて占用制限を進める
- 景観の観点での占用制限について、文化財保護法、景観法、国立公園法等における規制を検討する
- 道路の幅員や道路の性質(通学路、観光地等)に応じた外部不経済を反映した占用料の弾力的な設定のあり方について検討する。その際、消費者にとって過度な負担が生じることとならないよう留意するとともに、電柱以外の占用物件との均衡などに十分配慮する



# 占用制度の的確な運用(新設電柱の増加状況)

第1回無電柱化推進の  
あり方検討委員会資料

- 電柱の本数は、年間7万本程度のペースで増え続けている状況
- 増加本数のほとんどが、家屋新築などに伴う供給申し込み対応や太陽光等の再生エネルギーの系統連携申し込み対応によるもの



# 占用制度の的確な運用(電柱の占用制限措置の全体像)

第1回無電柱化推進のあり方検討委員会資料

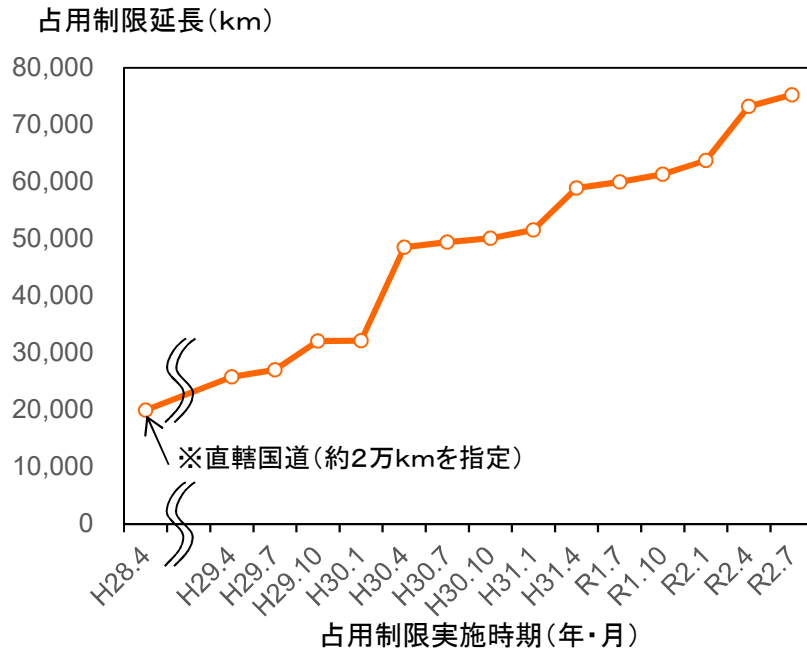
禁止の根拠	対象区域			
	新設電柱		既設電柱	
<p>無電柱化の目的から占用制限が必要な区域を指定</p> <p>(無電柱化法第11条) (道路法第37条)</p>	<p><b>防災</b></p> <p><b>運用通達 (H28.4~)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路</li> </ul>	<p><b>安全・円滑</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路側帯からはみ出した歩行者と車両の接触の恐れが頻繁に生じている道路 等</li> <li>・道路構造令の幅員未満の幹線道路 (幅員7m未満かつ500台/日以</li> </ul> <p><b>運用指針 (H31.4~)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー基準(有効幅員2m※)未満の福祉施設周辺、通学路 等</li> <li>※歩行者の交通量が多い道路は3.5m</li> </ul>	<p><b>景観</b></p> <p>—</p>	<p><b>防災</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路(段階的に実施を検討)</li> </ul>
<p>事業の実施に併せて制限</p> <p>(無電柱化法第12条)</p>	<p><b>省令改正 (H31.4~)</b></p> <p><b>事業あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路事業</li> <li>・市街地開発事業</li> <li>・開発許可を受けて行う事業 等</li> </ul>	<p><b>事業なし</b></p> <p>—</p>	<p><b>事業あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路に限定して実施を検討</li> </ul>	

# 緊急輸送道路等における新設電柱の占用禁止

第1回無電柱化推進のあり方検討委員会資料

- 国、45都道府県、93市町村の約7万5千kmにおいて、道路法第37条に基づく新設電柱の占用を禁止する措置を実施
- 直轄国道については、新設電柱の占用制限により、約5割の区間で電柱が立地していない状況

《新設電柱の占用禁止措置実施状況の推移》

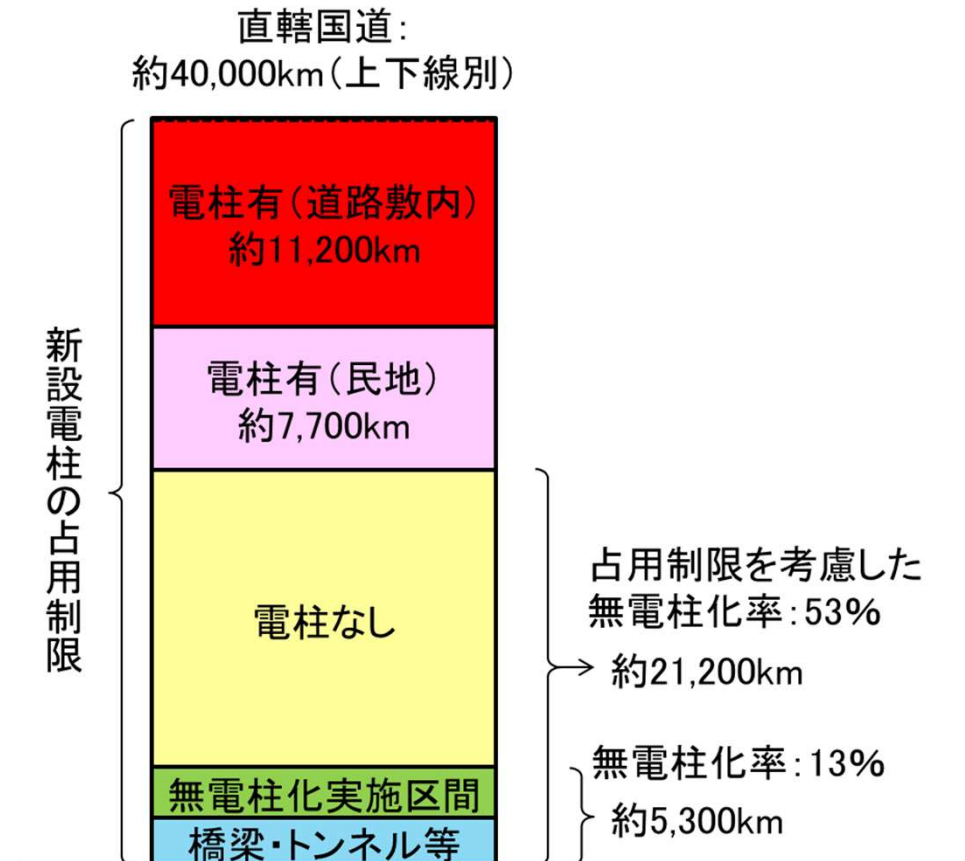


《実施済団体数》

国	都道府県	市町村
1	45	93

※自治体への聞き取りによる集計(令和2年3月31日までに告示)

《占用制限を考慮した無電柱化率(直轄の場合)》



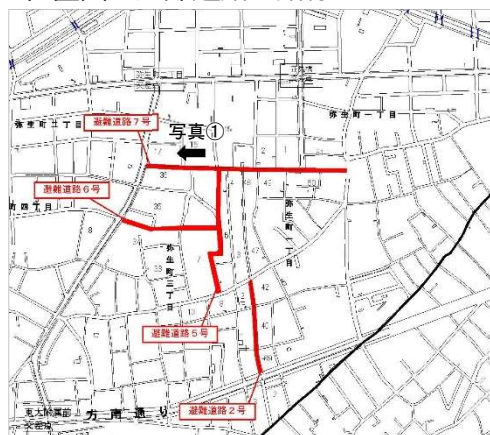
# 交通安全・バリアフリーのための新設電柱の占用制限

第2回無電柱化推進のあり方検討委員会資料

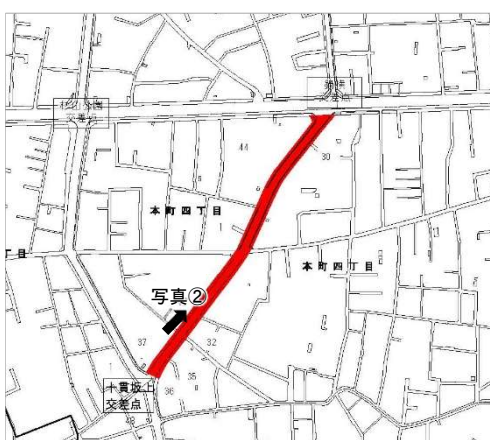
- 歩行者の安全かつ円滑な通行を図るため、新設電柱の占用制限のための運用指針を发出(平成31年4月)
- 東京都中野区の区道(令和2年2月)、渋谷区の区道(令和2年4月)において、高齢者や障害者、子供連れが歩きやすいバリアフリー化の促進等のため、電柱の新設を禁止

## ■中野区

<位置図：避難道路4路線>



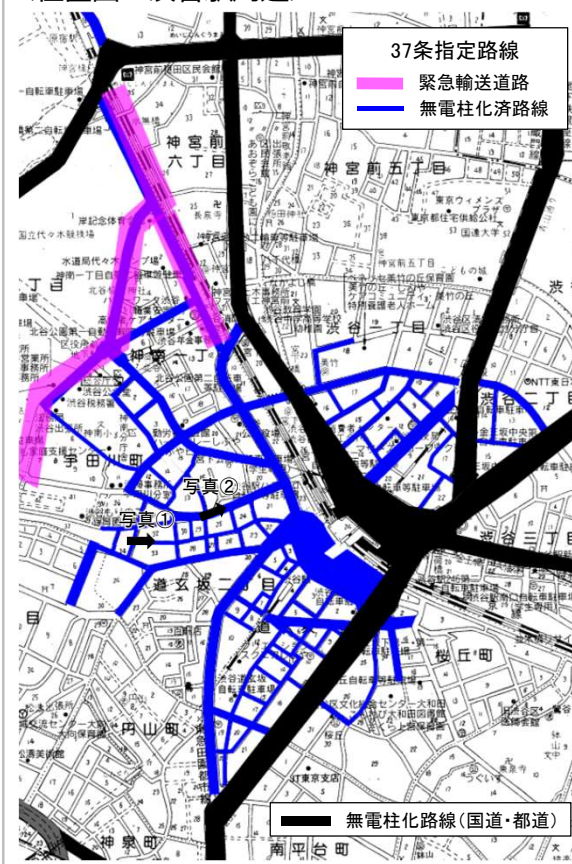
<位置図：鍋屋横町通り>



出典：2020.2.7 日経新聞 朝刊より(ネット記事)

## ■渋谷区

<位置図：渋谷駅周辺>

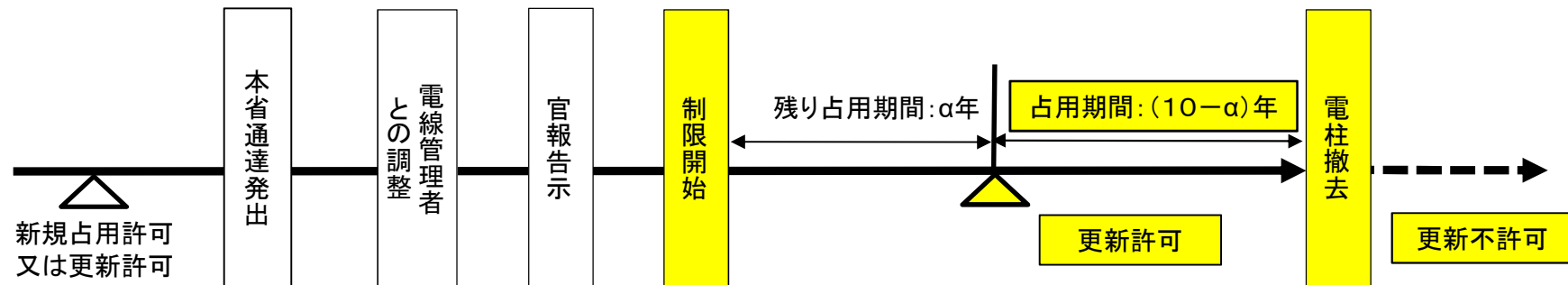


# 既設電柱の占用制限の考え方(占用制限する場合の損失補償の考え方)

H31.3無電柱化推進の  
あり方検討委員会資料

- 緊急輸送道路上の既設電柱について、10年の猶予期間を設けて更新を許可しないこととすべきではないか。
- 電線管理者と既設電柱の撤去のペースについて協議し、当該協議の結果を踏まえて段階的に占用制限を実施するなどの対応を検討すべきではないか。
- 電線管理者の損失補償について、10年の猶予期間を設けて更新を許可しない場合には、原則として補償しないこととしても問題ないのではないか。(移設費が著しく高額なケースなど、「社会通念上の受忍義務の範囲を超える損失」については、個別具体的に補償を検討)

## 占用制限に係る手続イメージ (緊急輸送道路一般)



# 地上電柱に対する弾力的な占用料の設定

## 【占用料について】

- 一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方に基づき、次の式により算定。

$$\boxed{\text{道路価格}} \times \boxed{\text{使用料率}} \left( \times \boxed{\text{修正率}} \right) \times \boxed{\text{占用面積}}$$

(1㎡当たりの道路の価格)  
※ 直轄国道の場合は、5つの  
所在地区分(市町村単位)ごと

民間の地価水準(固定資産  
税評価額)を基礎に算出

(地価に対する1年当たりの  
賃料割合に相当する率)

民間賃料の水準を  
基礎に算出

(上空・地下等の場合)

(電柱等の場合は、標準的な  
占用面積を基に本数等の単位)

- 直轄国道については政令で、その他の道路については地方公共団体の条例で金額を規定。政策的な観点からの減免は可能(例:地中電線類に対する減免措置)。  
(例)東京都23区の直轄国道における6条以上の電線を支持する電柱1本:3,500円/年

## 【地上電柱に対する弾力的な占用料の設定について】

道路の幅員や主たる用途、周辺地域の状況等に応じて、地上電柱に対して弾力的な占用料を設定するためには、次の観点から慎重な検討を行う必要がある。

- 道路の幅員や主たる用途、周辺地域の状況等を、どのような基準により、定量化し、金額に反映させるか。
- 既設電柱の撤去や新設電柱の地中化のインセンティブとなるようにしつつ、消費者にとって過度な負担が生じることとならないようにするためには、どの程度まで金額を上げることが適当か。
- 電柱以外の占用物件との均衡をどのように整理するか。

## ⑦ 市街地開発事業等における無電柱化の推進

### 《検討方針》

- 市街地開発事業施行者、開発事業者等の意見を聞きながら、円滑な合意形成プロセスのあり方やコスト低減手法等について検討する

# 面整備事業における無電柱化推進WG

## ■無電柱化の推進に向けた課題

- 市街地開発事業等における無電柱化を推進するためには、事業の採算性確保が課題
- 関係者が多岐にわたり、調整に時間を要する
- 円滑な調整のためには事業の初期段階から無電柱化の導入手法について緊密に検討する必要があるが、関係者間でそのノウハウが十分に共有されていない

## ■検討の方向性

- 市街地開発事業等における無電柱化の推進に向けて、関係者間の円滑な合意形成プロセスのあり方や、計画から施工、管理までの各段階におけるコストの低減手法について検討する必要があるのではないか。
- 得られた知見を地方公共団体に周知し、許認可等の機会をとらえて地方公共団体が施行者や開発事業者等に無電柱化の推進に向けた指導助言ができる体制を強化する必要があるのではないか。
- 開発事業者等と電線管理者の費用負担の運用実態の見直し等を検討する必要があるのではないか

## ■具体的な方針

- 面整備事業における無電柱化推進WGを設置し、施行者、開発事業者等の意見を聴きながら、円滑な合意形成プロセスのあり方やコスト低減手法等について検討を実施。



# 市街地開発事業等と併せた無電柱化の推進

○無電柱化の推進に関する法律 第12条  
道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、**電柱**  
**又は電線を道路上において新たに設置しない**ようにする

○道路法施行規則(平成31年4月1日改正)  
道路事業や市街地開発事業等の実施時に、**技術上困難と認められる場所**以外は**電柱の設置を禁止**  
**面整備時の原則無電柱化**

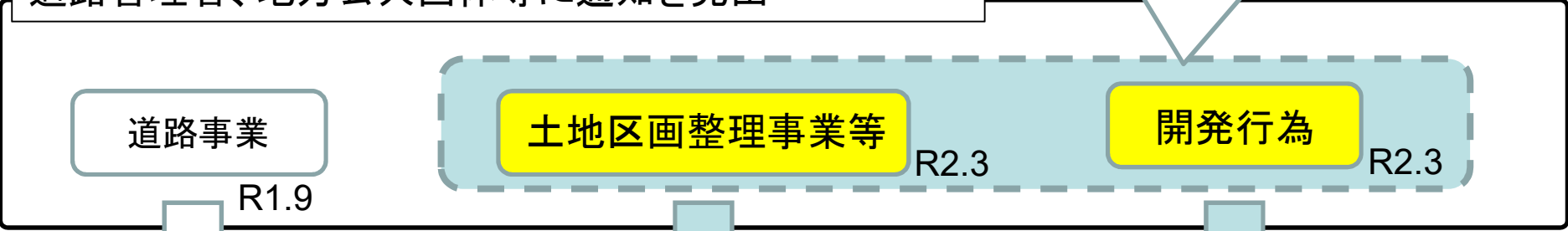
事業別の運用について、  
道路管理者、地方公共団体等に通知を発出

### 【技術上困難と認められる場所】

- ・掘削の深さが浅い箇所
- ・延長が無電柱化するには短い箇所
- ・工事着手の**2年前までに通知されていない箇所**  
(電線管理者の予算の確保、設計等の準備期間)
- ・構造その他の事情に照らし技術上困難と認められる場所(道路の幅員が著しく狭い、既設埋設占用物件が多数など)

占用制限に併せて、推進方策を実施

- ・面整備時の低コストな設計
- ・単独地中化時の占用料の無償化
- ・開発事業者と電線管理者の費用負担の見直し



直轄国道42kmについて、  
電線管理者へ通知済み

他の道路へも展開

## 面整備事業とは

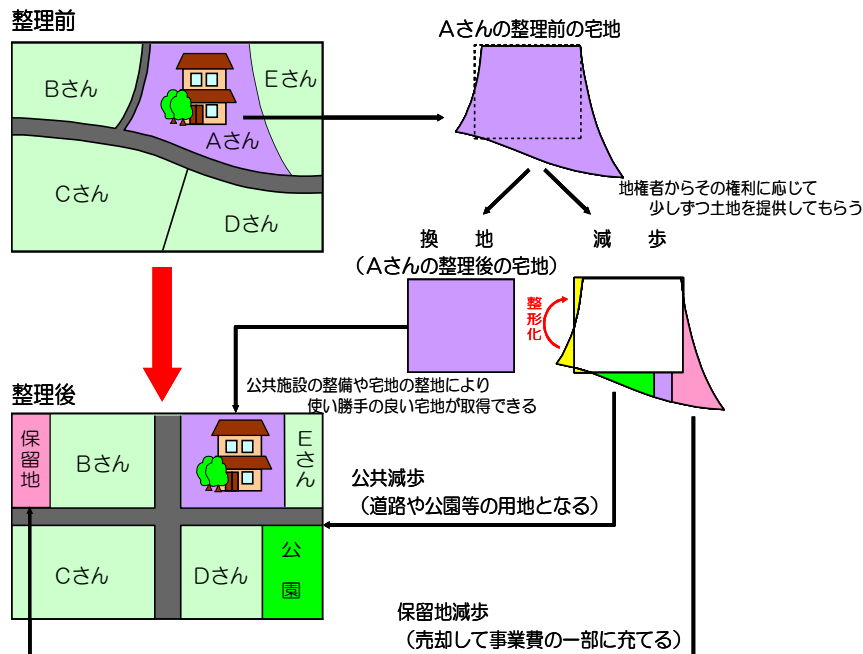
○ 本WGにおける「面整備事業」は、無電柱化法等に規定された「市街地開発事業その他これらに類する事業」を指す。

- 「市街地開発事業」とは、都市計画法第4条第7項に規定する以下の7事業（無電柱化法第12条）。
  - ①土地区画整理事業    ②新住宅市街地開発事業    ③首都圏又は近畿圏の工業団地造成事業
  - ④市街地再開発事業    ⑤新都市基盤整備事業    ⑥住宅街区整備事業    ⑦防災街区整備事業
- 「その他これらに類する事業」とは、「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて（平成31年4月1日、国道環第122号）」においては以下の3事業とされている。
  - (ア) 都市再生整備計画に基づく事業や住宅市街地総合整備事業等、公共事業関係費により道路を整備する事業
  - (イ) 開発行為等により道路を整備する事業
  - (ウ) 道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業

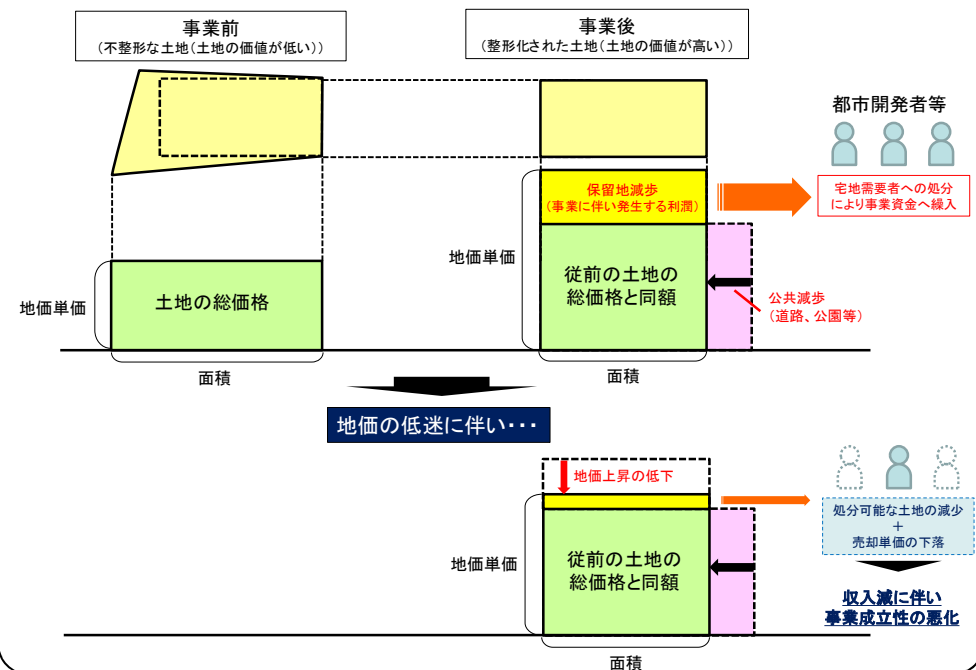
# 土地区画整理事業について

- 土地区画整理事業は、道路等の基盤整備や土地の整形化等に伴う地価の上昇(増進)分を「減歩」という形で地権者から提供いただき、その土地(保留地)を売却することにより事業を成立させている。
- 地価の低迷により保留地処分金収入が減少し、事業採算性が悪化する傾向がある。

## 【従来の土地区画整理事業のイメージ】



## 【事業採算性の悪化】



# 市街地再開発事業について

- 近年では住宅中心の再開発事業が圧倒的に多い
- 施設建築物に図書館、市民会館等の公共・公益施設を導入するケースが多くなってきている。
- 地方都市を中心に民間の床需要の低下等を背景に、いわゆる「身の丈に合った再開発」と呼ばれる低容積型の再開発事業も増えつつある。

## 再開発における既成概念

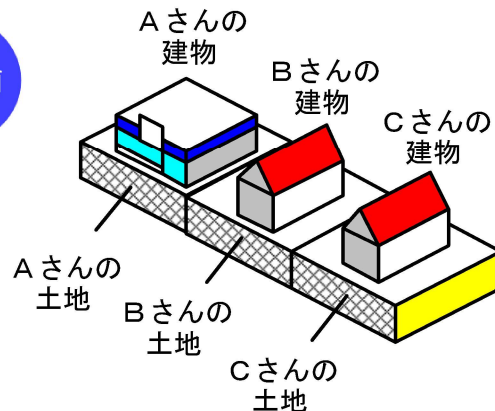
- ・再開発では容積の極大化が必須
- ・第一種・組合施行が定番
- ・一街区・一棟での共同化が必須
- ・保留床が売れないので再開発が不成立 等

## 「身の丈に合った再開発」

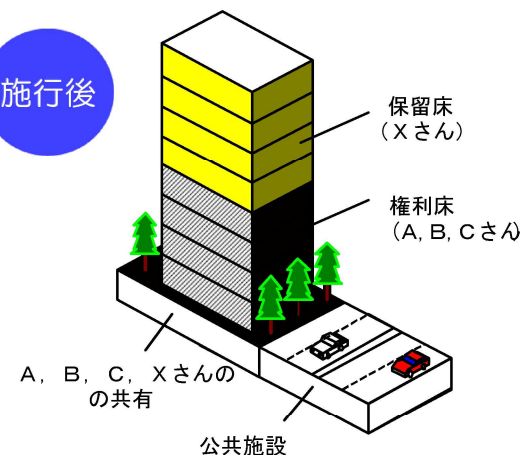
- ・適度な規模の再開発と複数連鎖的な事業展開
- ・高度利用よりも地域の状況や景観への適合
- ・地域の床需要に合わせた保留床の規模の決定によるリスクの最小化 等

### 【従来の市街地再開発事業のイメージ】

施行前



施行後



# 開発許可制度について(1)

## 目的

- 良好な宅地水準を確保し、良好な市街地の形成を図る。
- 市街化調整区域における開発行為等を抑制し、区域区分制度の趣旨を担保する。

## 規制内容

開発行為をしようとする場合には、開発許可権者の許可を得なければならない。

## 許可権者

都道府県知事又は指定都市、中核市、施行時特例市若しくは事務処理市町村（地方自治法第252条の17の2）の長

## 対象行為

### 一定規模以上の開発行為

：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

➤ 駅舎、図書館等の公共公益施設等は、開発許可不要

都市計画区域	線引き都市計画区域	市街化区域	1,000㎡（三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等は500㎡）以上の開発行為 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引下げ可	技術基準適用	—
		市街化調整区域	原則として全ての開発行為		立地基準適用
	非線引き都市計画区域	3,000㎡以上の開発行為 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引下げ可	—		
準都市計画区域			3,000㎡以上の開発行為 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引下げ可		—
都市計画域及び準都市計画区域外			1ha以上の開発行為（それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模）		—

## 基準

**技術基準** 道路・公園・給排水施設等の確保、防災上の措置等に関する基準【都市計画法第33条】  
⇒良質な宅地水準を確保

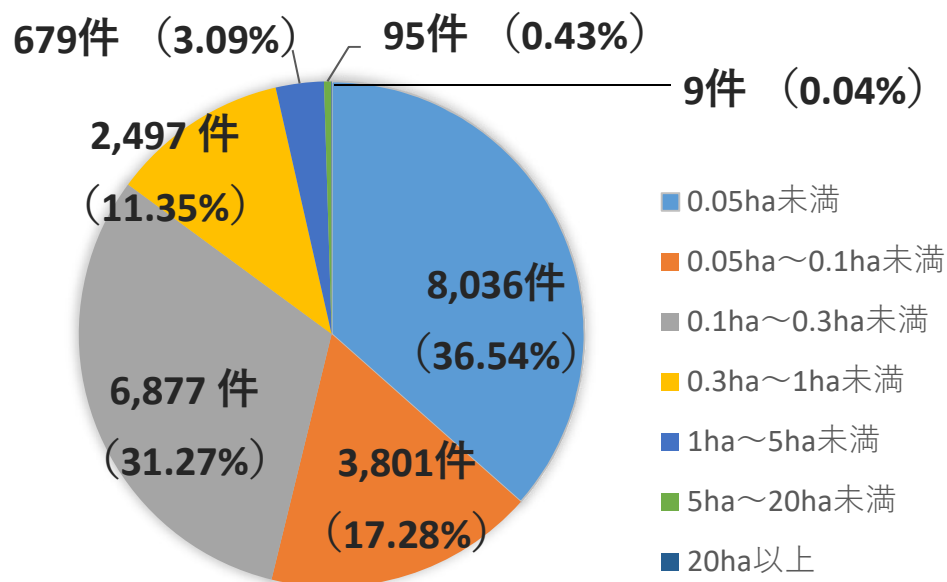
**立地基準** 市街化調整区域において許容される開発行為の類型を定める基準【都市計画法第34条】  
⇒市街化を抑制すべき市街化調整区域の性格を担保

- ・周辺住民の日常生活に必要な店舗等の施設 ・農産物等の加工・貯蔵施設
- ・市街化促進のおそれがなく、市街化区域での実施が困難又は不適当な開発行為（開発審査会の議を経る） 等

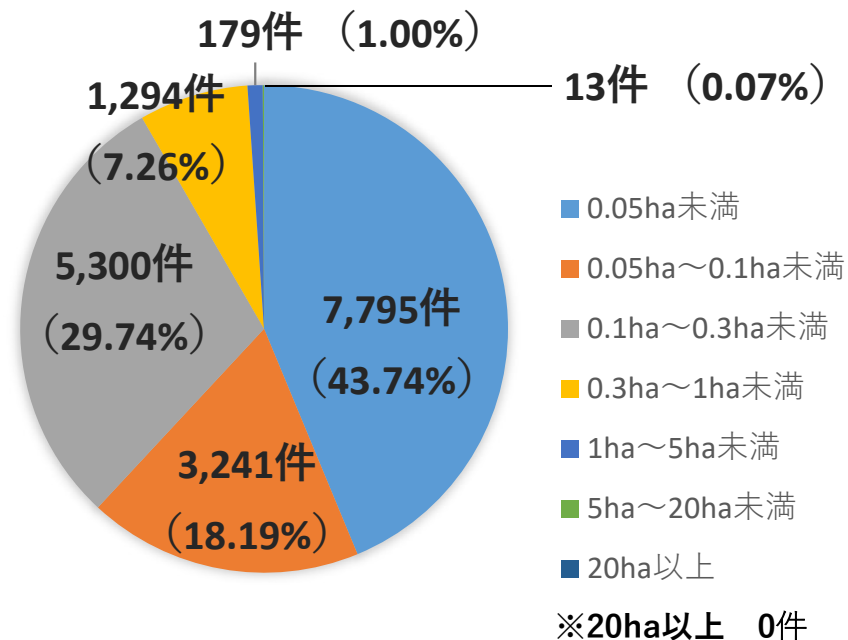
## 開発許可制度について(2)

- 開発許可件数は21,994 件で面積は5,799ha(平成30年度)
- そのうち、住宅用途の開発許可件数は17,822 件(81.0%)で面積は2,596ha(44.8%)。
- 住宅用途のうち、0.1ha未満の件数は11,236件(61.9%)で住宅用途の約6割を占める。

開発許可面積別の開発許可件数



住宅用途の開発許可面積別の開発許可件数



出典：平成30年度開発許可制度施行状況調査

調査対象：すべての開発許可権者（592自治体） 調査対象期間：平成30年4月1日～31年3月31日

# 多岐にわたる関係者との調整(イメージ)

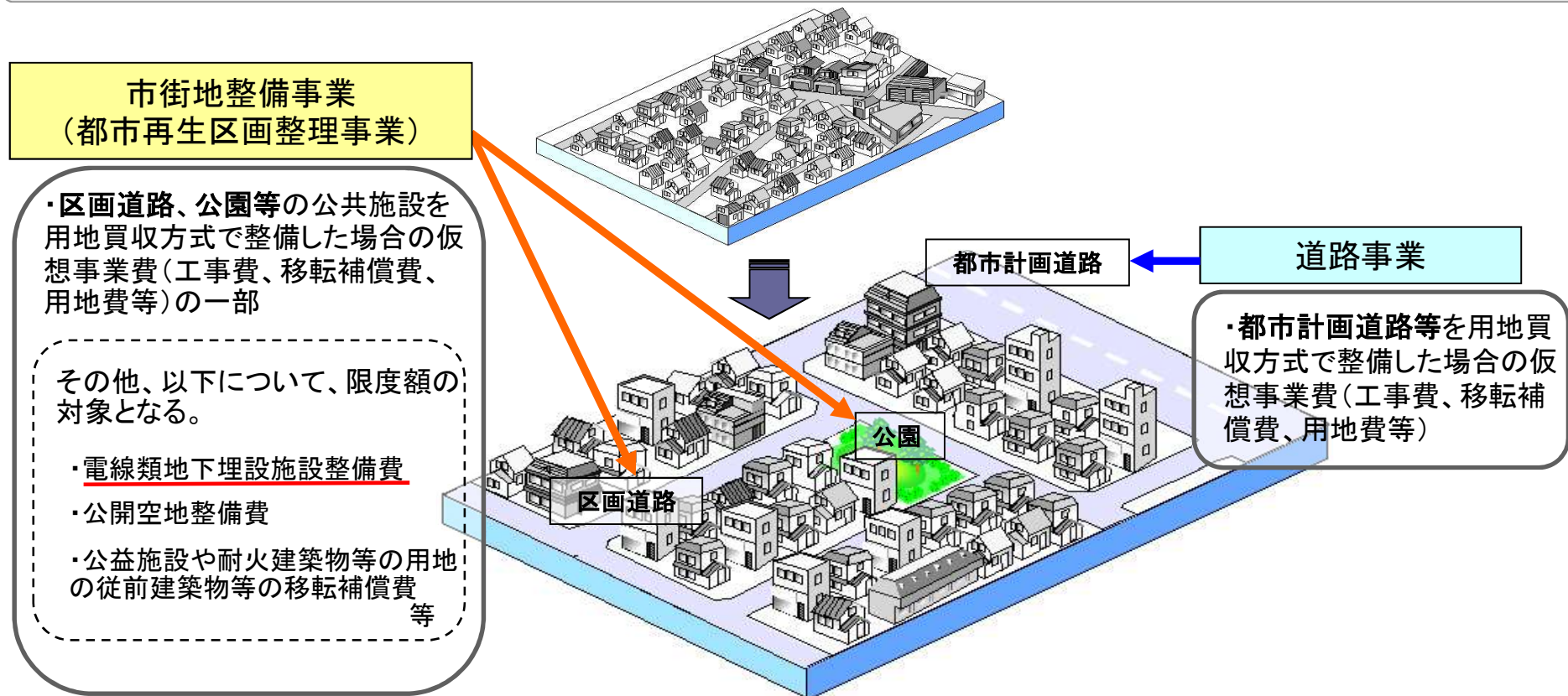
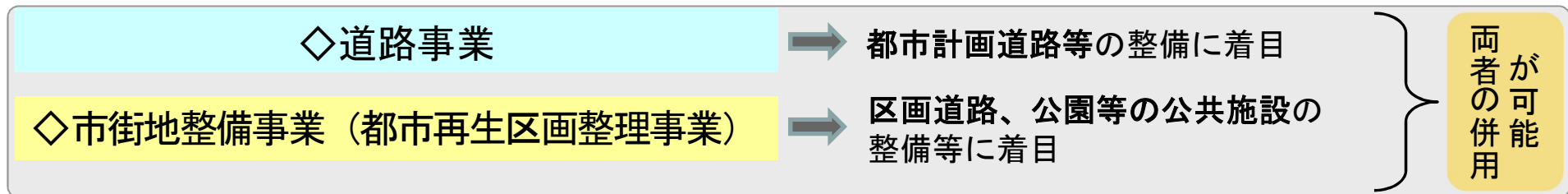


■ 区画整理事業の手続

赤字：ポイント及び留意点

# 国の支援制度(土地区画整理事業)

## 社会資本整備総合交付金による助成

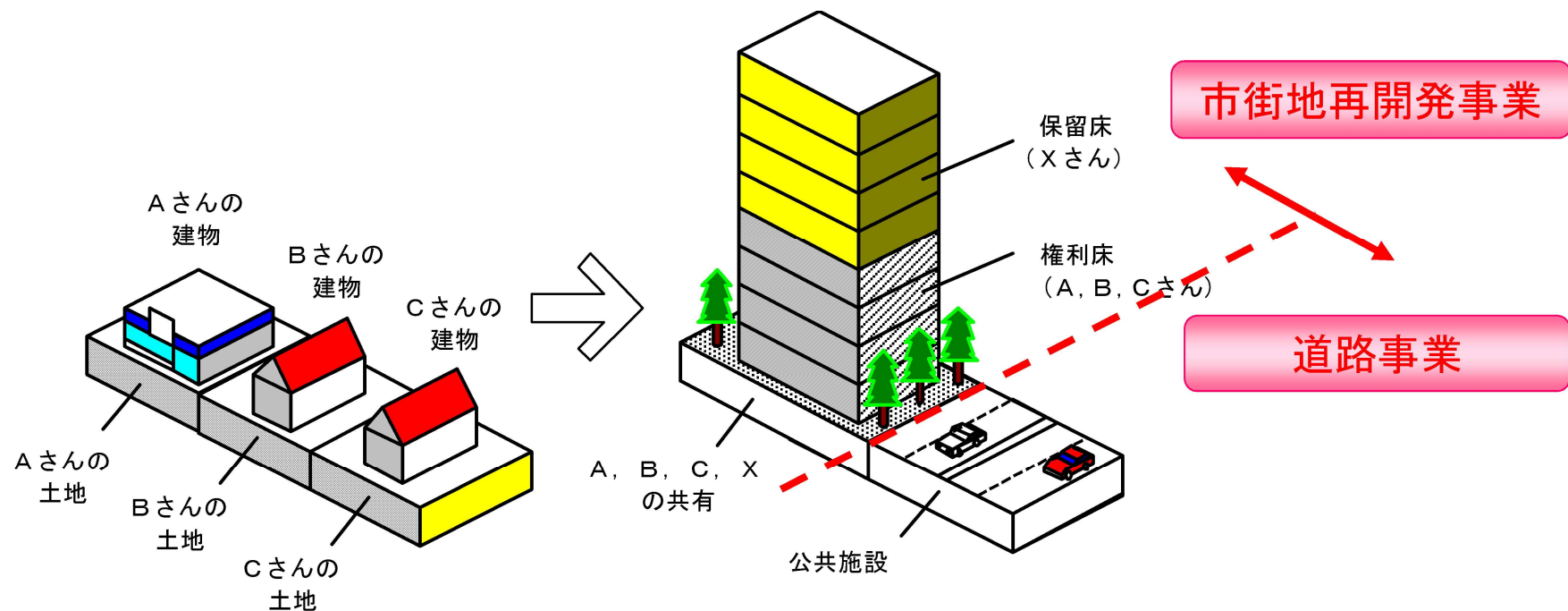


＜社会資本整備総合交付金＞道路事業と市街地整備事業(都市再生区画整理事業)の併用地区のイメージ  
 ※道路事業、市街地整備事業の一部は、防災・安全交付金でも実施している。



# 市街地再開発事業の交付対象

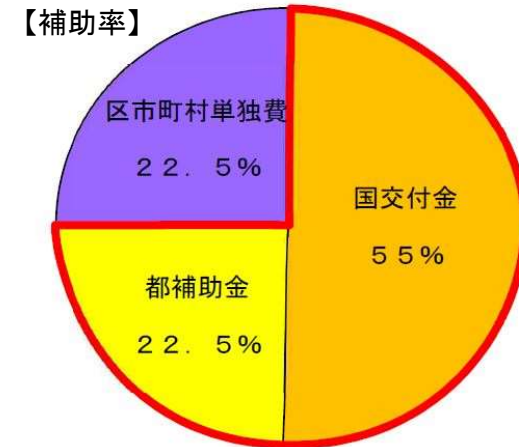
社会資本整備総合交付金	内容	国費率
市街地再開発事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部 1) 調査設計費 2) 土地整備費 3) 共同施設整備費 等	1/3
道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用 1) 用地費及び補償費 2) 工事費 3) 測量及び試験費 等	1/2 等



# 地方公共団体の支援制度(東京都)

## 《補助制度》

- 平成20年度から区市町村が実施する無電柱化事業に対して財政支援・技術支援を実施。
- 平成29年度より、無電柱化推進計画の策定や低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対して、財政支援・技術支援策を拡充(無電柱化チャレンジ支援事業)。
- 平成30年度より都市計画道路に加え、区画道路も含めた助成制度に拡充
- 令和2年度より開発事業者の宅地開発の無電柱化の先導的な取組に対して費用を助成するパイロット事業を実施。



※交付金は平成29年度時点の交付率を基に記載

出典:東京都無電柱化計画

## 《都市開発諸制度を活用した無電柱化》

- 開発区域外の道路の無電柱化を公共的な貢献として評価し、容積率の割増を実施(無電柱化延長に応じて最大200%割増)



出典:東京都無電柱化計画

## ⑧ 財政的支援・技術的支援

《次期推進計画に盛り込むべき事項》

- 地方公共団体への技術的支援については、各地方ブロック毎に設置したワンストップ窓口の活用を図りながら支援事例の共有や、計画段階からの合意形成に関する参考図書などマニュアル等の情報提供を進める
- 無電柱化の推進などを含む必要な投資の確保とコスト効率化を促す託送制度改革を盛り込んだ改正電気事業法の趣旨を踏まえ、新たな託送料金制度の運用にあたって必要な無電柱化については確実に実施されるよう関係省庁が連携して対応する

# 無電柱化に関する個別補助制度の創設

R2年度:300億円(国費)

第1回無電柱化推進の  
あり方検討委員会資料

## 無電柱化推進計画事業補助制度

「無電柱化の推進に関する法律」に基づき国により策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、地方公共団体において定める推進計画に基づく事業を計画的かつ集中的に支援する（個別補助制度を創設）

### <制度活用イメージ>



### 緊急輸送道路等の防災性の向上



### 良好な景観の形成



- 観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化を支援
- 具体的には、観光地において電線管理者が実施する単独地中化や軒下・裏配線を国と地方公共団体が補助

### 【補助対象地区】

- ・世界遺産、国立公園満喫プロジェクト選定公園地域等、観光庁が定める事業の対象となる観光地(市区町村)

### 【間接補助対象者】

- ・電線管理者(地方公共団体による間接補助)

### 【補助対象経費】

- ・無電柱化に要する経費
- ・無電柱化に併せて電線管理者が行う情報提供設備や道路の美装化等、観光まちづくりに資すると認められる費用※<sup>1</sup>

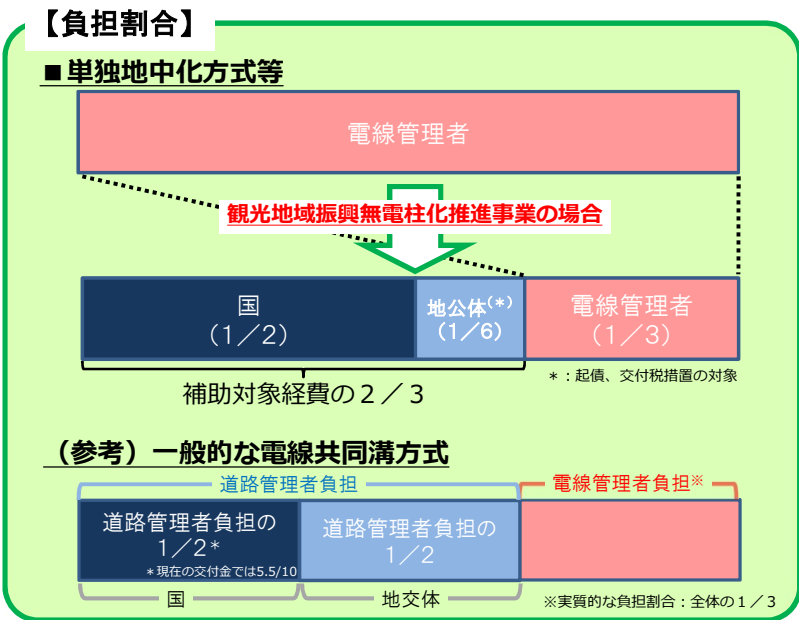
### 【補助割合】

- ・国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者※<sup>2</sup>に補助
- ・補助対象事業者は補助対象経費の2/3を間接補助対象事業者に補助

### 【その他】

- ・起債および交付税措置の対象事業
- ・継続事業の展開を考慮し交付対象事業を決定

[R1実施予定箇所(佐賀県鹿島市)]



### ※1【観光情報等の提供】

- 地上機器へのWi-Fi設備による観光情報の提供
- 地上機器を活用した観光案内(地図など)の明示
- 【歩道の美装化】
- 無電柱化後の歩道復旧の際に周辺の道路に調和した舗装の美装化
- 【道路付属物等の美装化】
- 無電柱化と併せて、道路照明等の美装化や街路樹を整備

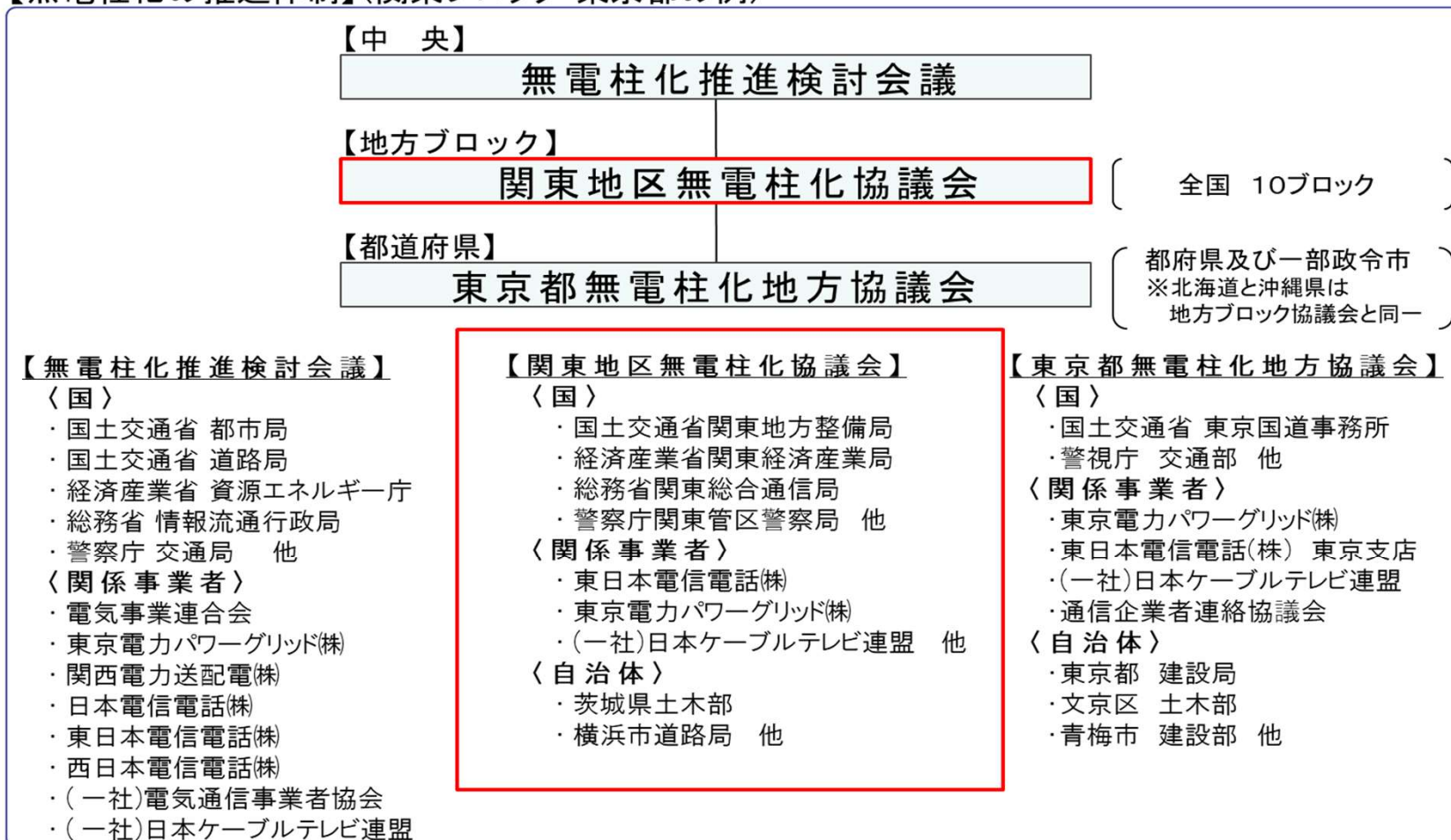
※2 補助対象事業者=地方公共団体

## ⑨ 関係者間の連携強化

《次期推進計画に盛り込むべき事項》

- 関係者が協力して事業を推進していくために、関係省庁、道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる地方ブロック無電柱化協議会等を活用して調整を行う

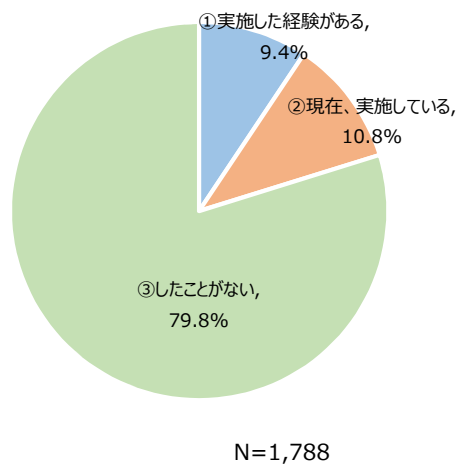
【無電柱化の推進体制】(関東ブロック・東京都の例)



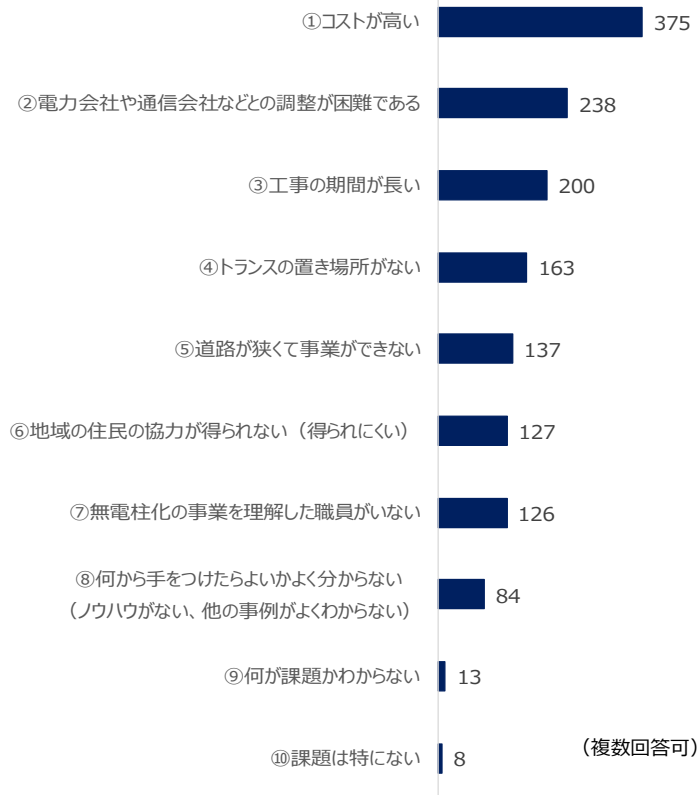
# 【参考】無電柱化に係る自治体アンケート結果①

- 過去5年間に於いて無電柱化事業を実施した(又は実施している)自治体数は全体の約2割
- 無電柱化が進まない主な原因は、コストが高いことや、事業者との調整が困難なこと、工事期間が長いこと等
- 一方、無電柱化を実施しない主な理由は、無電柱化より優先すべき事業があることや事業実施のための予算がない等

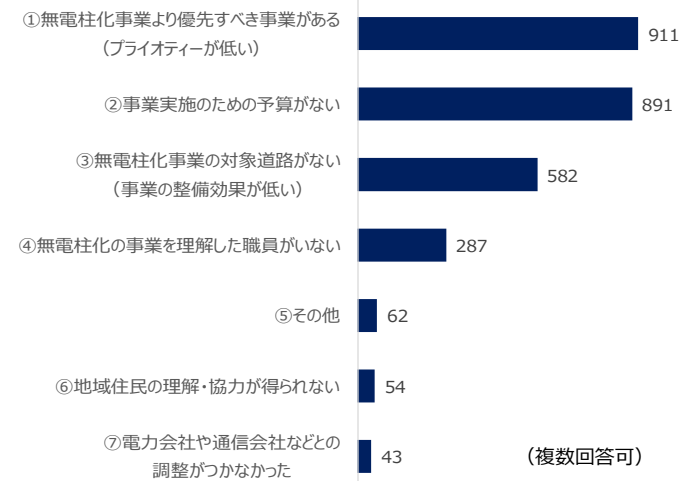
■過去5年間に於ける無電柱化事業の有無



■無電柱化を実施するにあたっての課題



■無電柱化を実施しない理由



※令和2年6月～7月にアンケート調査を実施。全国1,788自治体より回答

## 【参考】無電柱化に係る自治体アンケート結果②

### ■無電柱化を推進するうえで国への要望(主な意見)

#### 無電柱化実施中・実施済自治体

##### 【費用面】

- 予算補助の継続・拡充をお願いしたい。

##### 【技術面】

- 無電柱化事業に関する技術的支援をお願いしたい。
- 低コスト手法の実用化や技術開発の促進をお願いしたい。

##### 【制度面】

- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に定められた手続きについて簡素化をしてほしい。
- 事務手続きマニュアル等を策定してほしい。

##### 【その他】

- 電線管理者の積極的な事業協力と事業調整の円滑化が促進されるような制度・仕組みの創設をお願いしたい。

#### 無電柱化未実施自治体

##### 【費用面】

- 予算補助の継続・拡充をお願いしたい。

##### 【技術面】

- 無電柱化事業に関する技術的支援をお願いしたい。
- 無電柱化事業を理解した職員がいないので、わかりやすい説明会等をお願いしたい。

##### 【その他】

- 電線管理者に対して無電柱化への積極的な協力を働きかけてほしい。
- 市町村向けの情報（例：コスト縮減の施工事例、市町村主体の事業例等）について提供をお願いしたい。



## ⑩ 新たな制度や施策を検討

《次期推進計画に盛り込むべき事項》

- 沿道民地に立地する電柱について、電線管理者及び電線によってもたらされるサービスの利用者の既存の利益・期待等にも十分に配慮しつつ、防災の観点での新たな仕組みを検討する
- 各電線管理者で事業規模が大きく異なることに配慮し、新たな支援の枠組みを検討する。
- 無電柱化が持つプラスの外部経済も踏まえつつ、諸外国や他事業を参考に無電柱化の目的に応じた新たな制度や費用負担の見直しを検討する

# 沿道民地における工作物等の設置等に係る新たな仕組み

【参考】  
国土交通省において検討中

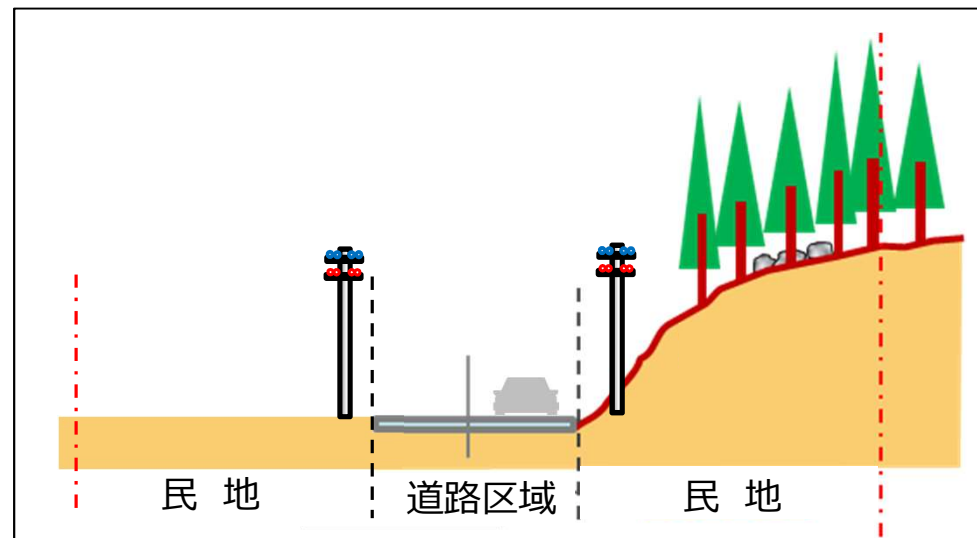
○沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止する仕組みが必要

【沿道民地の電柱が倒壊し道路を閉塞した例】

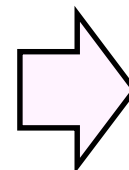
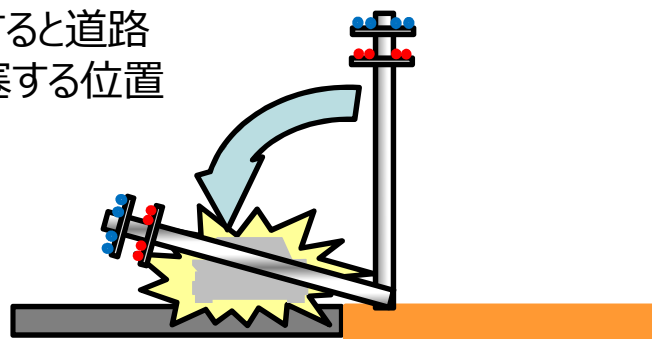


国道55号 高知県安芸市

【沿道民地の電柱イメージ】



・倒壊すると道路  
が閉塞する位置



道路の閉塞を  
防止する仕組み  
が必要

工法による無電柱化費用試算 国土強靱化対象路線に**56局 約493Km** が該当

◆ ケーブルテレビ事業者は、中小事業者の地中化対応に課題

- 総売上に占める地中化費用の割合が**1%**を越える局 電線共同溝の場合 **3局**  
単独地中化の場合 **43局**

- 売上に占める地中化費用の割合の上位3局 ※地中化費用の試算は、過去の工事費用実績から工法毎の距離当たり費用の平均値を求め、工事期間が4年となる為、費用の平均値を1/4とした

該当局所在地		①整備延長(km)	②電柱本数(本)	③地中化費用(千円)※	④年度総売上実績(千円)	③/④(%)	従業員
静岡県	共同溝	1.2	20	1,500	47,436	3.2%	7人
	単独地中			22,500		47.4%	
山梨県	共同溝	9.6	18	11,938	400,000	3.0%	21人
	単独地中			179,063		44.8%	
愛媛県	共同溝	2.4	62	3,000	229,319	1.3%	14人
	単独地中			45,000		19.6%	

- 今回の試算では、単独地中化となった場合、中小事業者では売上の47.4%相当の費用が必要となるケースがあるなど、対応が困難な事が判明

【事業者に与える影響と課題】

- ・ 連盟加入ケーブルテレビ事業者の**61%**が売上10億未満
- ・ 地中化にかかる費用の回収は、**月額料金への転嫁**が考えられるが、**事業上難しい**。
- ・ **工事費は全額事業者負担**であり**経営的な問題**となり、**事業継続に支障**がでる場合が予測される  
(※単独地中化方式は、電線共同溝に比べ平均10倍の費用が必要。また、単独地中化方式は工事費に加え、**管路の維持管理**、**移設に伴う再掘削その他の費用が将来にわたり必要**となる)
- ・ 無電柱化の促進に係る**固定資産税の特例措置**に関し、**対象路線がない**、**経理処理が複雑**、**期間限定措置等の理由で利用しづらい**との声が寄せられている

# 11 広報・啓発活動

## 《次期推進計画に盛り込むべき事項》

- 防災面における無電柱化の効果を定量的に算出するなど、無電柱化の効果について、国民に向けて広報を行う

### 「無電柱化の日」に関するイベント(令和2年度)

<国>

地整等	実施時期	イベント名	イベント内容
北海道	11月上～中旬	無電柱化パネル展	全道26箇所で開催
東北	11/10	無電柱化パネル展	11月10日の前後の一定期間を予定
関東	11/2～11/10	新聞広告,無電柱化パネル展	首都圏1都3県を対象に新聞広告(半五段)を実施。パネル展(都内3箇所)。
北陸	11/2～11/30	無電柱化パネル展	直轄事務所・道の駅にてパネル展示・PR映像放映を実施
中部	11/2～11/30	無電柱化パネル展	地下鉄通路を活用して実施
近畿	11/2～12/4	無電柱化パネル展	整備局にて展示
中国	11/10 付近で調整中	無電柱化パネル展	道の駅等の展示スペースにパネル展示(各県1箇所 計5箇所で開催予定)
四国	11/9～11/13	無電柱化パネル展	パネル展示(徳島、香川、松山、大洲、中村、土佐)
九州	11/2～11/13	無電柱化パネル展	整備局1Fロビーにてパネル展を実施
沖縄	11月第2～3週	「土木の日」パネル展	土木の日のイベントと協同し、無電柱化の推進に関するパネル展を実施。

<都道府県、政令市、市区町村>

都道府県等名	実施時期	イベント名	イベント内容
北海道	11/9～11/11	無電柱化パネル展	北海道庁 道政広報展示コーナーでパネル展を開催
札幌市	11/18～11/19	土木の日パネル展2020	札幌駅前通地下歩行空間で出展
仙台市	10/26～11/13	仙台市無電柱化パネル展	仙台市役所1Fロビーにて、市民への啓発活動としてパネルを展示
愛知県	11/2～11/30	無電柱化パネル展	地下鉄通路を活用しての無電柱化のパネル展示を実施
徳島県	11月上旬	無電柱化パネル展	県民ホールにおいて無電柱化に係るパネル展を開催
香川県	11/2～11/6	無電柱化パネル展	パネル展示
愛媛県	11/16～11/20	写真展示「土木の日」	県庁において無電柱化の目的や実績について写真を展示
高知県	11/9～11/13	未定	啓発活動(パネル展示)
鹿児島県	11/9～11/12	無電柱化パネル展	無電柱化に関するパネルを県庁屋上に展示し広報をはかる。(県HPIにも掲載予定)